

# 浜松市医療救護計画

令和3年4月  
浜 松 市

# 目次

|  |           |
|--|-----------|
| <b>第1章 災害医療体制の基本事項</b> .....           | <b>1</b>  |
| 第1節 浜松市医療救護計画の位置付け .....               | 1         |
| 第2節 医療救護計画策定の目的等 .....                 | 1         |
| 第3節 基本的な考え方 .....                      | 2         |
| 第4節 市の災害医療体制 .....                     | 7         |
| 第5節 災害医療コーディネーター等 .....                | 13        |
| 第6節 医療救護施設 .....                       | 15        |
| 第7節 医療班等 .....                         | 17        |
| 第8節 救護所 .....                          | 19        |
| 第9節 災害時の情報把握 .....                     | 20        |
| 第10節 医薬品・医療資器材等 .....                  | 23        |
| 第11節 搬送体制 .....                        | 27        |
| 第12節 保健医療活動チーム .....                   | 29        |
| 第13節 連携・調整機関 .....                     | 31        |
| <br>                                   |           |
| <b>第2章 南海トラフ巨大地震等による浜松市の被害想定</b> ..... | <b>32</b> |
| <br>                                   |           |
| <b>第3章 発災直後～超急性期～急性期</b> .....         | <b>35</b> |
| <br>                                   |           |
| <b>第4章 亜急性期～中長期</b> .....              | <b>41</b> |
| 救護病院一覧.....                            | 42        |
| 救護病院最寄りの防災ヘリポート一覧.....                 | 43        |
| 透析医療機関一覧 .....                         | 44        |
| 周産期医療施設一覧（正常分娩を実施する医療機関） .....         | 45        |
| 精神病床を有する病院一覧.....                      | 46        |
| 療養病院一覧.....                            | 46        |
| 救護所一覧 .....                            | 47        |
| 病院前救護所.....                            | 49        |
| 医療資器材及び医薬品 .....                       | 50        |
| 薬局協力医薬品 .....                          | 52        |
| 医薬品卸業者.....                            | 54        |
| 医療資器材 .....                            | 54        |
| 医療ガス .....                             | 54        |
| 血液センター.....                            | 54        |

# 第1章 災害医療体制の基本事項

## 第1節 浜松市医療救護計画の位置付け

- (1) この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、浜松市の地域に係る防災対策の大綱を定めた「浜松市地域防災計画」のうち医療救護活動に係る事項の個別計画である。
- (2) この計画は、「浜松市地域防災計画」の下位計画である「浜松市広域受援計画」との整合性を図るものとする。
- (3) この計画は、「静岡県医療救護計画」及び「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」との整合性を図るものとする。

## 第2節 医療救護計画策定の目的等

### (1) 目的

この計画は、予想される大規模地震等の災害から市民の生命と健康を守るため、地震被害想定に基づく傷病者等を救護する体制を確立することを目的とする。なお、医療救護計画は、大規模地震対策特別措置法でいう地震防災強化計画で定められた地震防災上実施すべき応急の対策を定めるとともに、一般災害（局地を含む。）に対する救護体制も考慮するものとする。

### (2) 適用範囲

本計画は、医療従事者や行政機関を対象に、災害発生前と同程度の医療機能に復旧するまでの期間の活動方針とする。

## 第3節 基本的な考え方

### 1 関係者の役割

県、市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域住民等が、災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

#### (1) 地域住民の役割

地域住民は、自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守るを基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

#### (2) 市の役割

市は、地域住民の生命、健康を守るため、浜松市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民協力の下、医療救護活動を実施する。

#### (3) 医療救護施設の役割

医療救護施設は、本計画に定めた役割に応じて医療救護活動を実施する。

#### (4) 関係団体との連携

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体と密接に連携し、医療救護活動を実施する。

#### (5) 県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター等の協力の下、市で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。

### 2 平時の体制

#### (1) 浜松市医療救護対策委員会

災害時の医療救護が円滑に行われるよう日頃から情報交換をするとともに、医療救護計画等について調査研究を行うため、関係者による医療救護対策委員会を設置する。

#### (2) 浜松市災害医療ネットワーク会議

市は、災害時における迅速かつ正確な情報伝達を行うため、行政・病院・透析医療機関・周産期医療機関・医療関係団体等を構成員とする浜松市災害医療ネットワーク会議を設置し、平時より SNS を利用した情報ネットワークを運用する。

#### (3) 西部地域災害医療対策会議

市は、平時から、静岡県が原則として二次医療圏単位で設置する地域災害医療対策会議に参画し、県方面本部及び県が委嘱する災害医療コーディネーターと直接連携し、円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネート体制の整備推進に協力する。

#### (4) 浜松市災害医療コーディネーター

市は、災害医療や市内の医療事情に精通している医師を、浜松市災害医療コーディネーターに指定する。

#### (5) 浜松市災害歯科コーディネーター

市は、災害歯科医療や市内の歯科医療事情に精通している歯科医師を、浜松市災害歯科コーディネーターに指定する。

#### (6) 救護病院

市は、一般病床を有し、医療救護活動が期待できる病院について、当該病院の管理者と協議のうえ救護病院として指定する。

救護病院は、業務継続計画（BCP）、災害対応マニュアル、アクションカード等を作成し、災害発生時に速やかに医療救護活動を実施できるよう努めるものとする。

#### (7) 救護所

市は、避難所として指定した学校等及び診療所、保健センター等のうち当該施設の管理者と協議のうえ、救護所を指定する。

#### (8) 浜松市災害支援ナース

市は、災害時に救護所等で医療救護活動等を実施する看護師等を確保する。

### 3 災害時の体制

#### (1) 情報連絡室の設置

市は、市内で災害が発生した（又は発生するおそれがある）場合、情報連絡室を設置し、情報収集・情報共有活動を開始する。

#### (2) 保健医療調整本部の設置

市は、市内で大規模災害が発生した（又は発生するおそれがある）場合、保健医療調整本部を設置し、情報収集・情報共有活動を開始する。

また、医療救護活動方針の策定にあたっては、市災害医療コーディネーター、県災害医療コーディネーター等と連携を図る。

#### (3) 保健医療活動拠点の設置

市は、市内で大規模災害が発生した（又は発生するおそれがある）場合、必要に応じて保健医療活動拠点を設置し、保健医療活動チーム等支援チームの活動調整を行う。

#### (4) 医療関係団体等との連携

市は、災害の状況に応じて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に、保健医療調整本部、区医療救護班、保健医療活動拠点及び救護所での医療班活動等について協力要請する。

また、浜松市災害支援ナースに対して救護所等での医療救護活動の協力を要請する。

#### (5) 医療救護活動

医療救護施設及び救護所は、その機能に応じた医療救護活動を実施する。医療救護活動の実施にあたっては、トリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

#### (6) 救護病院等への支援

市は、市内の救護病院が機能を充分発揮できるように支援に努めるとともに、必要に応じてリエゾン（情報連絡員）を派遣するものとする。

### 4 医療救護の対象者及び区分

#### (1) 医療救護の対象者

ア 災害による負傷者

イ 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者等

ウ 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接災害に起因しない救急患者等

エ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

オ ウ、エについての具体的な対応については、「災害時における難病患者支援マニュアル」（静岡県健康福祉部）、「災害時の心のケア対策の手引」（静岡県健康福祉部）を参考とする。

#### (2) 対象者の区分

医療救護の対象者を次のとおり区分する。

|                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| 重症患者<br>（トリアージ区分：赤）  | 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者       |
| 中等症患者<br>（トリアージ区分：黄） | 多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者 |
| 軽症患者<br>（トリアージ区分：緑）  | 上記以外の者で傷病の処置を必要とする者             |

## 5 医療救護期間の区分

医療救護期間を次のとおり区分する。

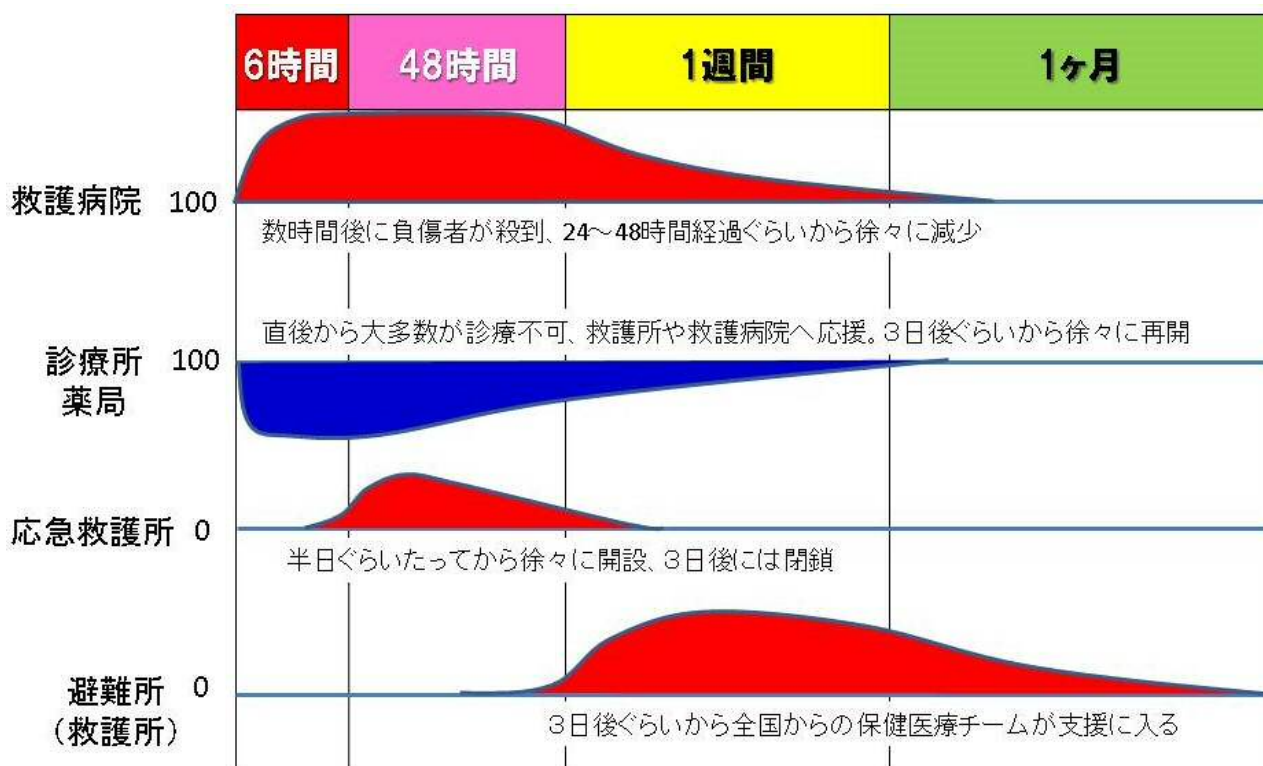
区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

| フェーズ区分           | 0 発災直後<br>(発災～6 時間) | 1 超急性期<br>(6 時間～48 時間) | 2 急性期<br>(3 日目～1 週間) | 3 亜急性期～<br>中長期<br>(1 週間～1 か月) | 4 長期<br>(1 か月以降) |
|------------------|---------------------|------------------------|----------------------|-------------------------------|------------------|
| 想定される<br>医療ニーズ   | 外傷治療・救命救急           |                        |                      | 慢性疾患・健康管理等                    |                  |
| 想定される<br>応援派遣チーム | DMAT 等              |                        |                      | 日赤救護班、JMAT 等                  |                  |

※静岡県医療救護計画では、フェーズ0をフェーズ1に含めている。

| フェーズ区分 |              | 想定期間           | 状 況   |
|--------|--------------|----------------|---|
| 0      | 発災直後         | 発災～6 時間        | 物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況<br>➤ 救護病院を中心とした医療救護活動   |
| 1      | 超急性期         | 6 時間<br>～48 時間 | 救助された多数の傷病者が救護病院に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況<br>➤ 被害状況、救護病院の状況を踏まえ、救護所を開設して軽傷者の分散化を行う |
| 2      | 急性期          | 48 時間<br>～1 週間 | 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始め、人的・物的支援の受入体制が徐々に確立されている状況<br>➤ 避難所への巡回診療が中心                                   |
| 3      | 亜急性期<br>～中長期 | 1 週間<br>～1 か月  | 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況<br>➤ 避難所への健康支援活動が中心   |
| 4      | 長期           | 1 か月以降         | 避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局がほぼ再開している状況   |

○時間経過とともに変わる医療提供



## 6 医療救護にかかる費用

医療救護にかかる費用については、災害対策基本法、災害救助法その他法令に特別の定めがある場合を除くほか、現行保険制度その他により取り扱うものとする。

## 7 研修、訓練の実施

計画に基づく医療救護体制に沿った防災訓練及び医療救護訓練を医療関係団体、医療機関等と定期的実施することにより、実践的能力を高め災害時における迅速かつ円滑な医療救護活動の実現を図るものとする。

また、浜松市災害医療ネットワーク会議において、各救護病院の訓練の実施状況等について、情報共有を図る。



## 第4節 市の災害医療体制

### 1 体制

#### (1) 情報連絡室の設置

市は、市内で災害が発生した（又は発生するおそれがある）場合、情報連絡室を設置し、情報収集・情報共有活動を開始する。

| 名称    | 設置場所  | 災害事象  |
|-------|-------|---|
| 情報連絡室 | 健康医療課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震（震度5弱以上）</li> <li>・風水害</li> <li>・大規模事故（道路、鉄道、海上、航空、火災、危険物）</li> <li>・大規模停電</li> </ul> |

#### (2) 保健医療調整本部の設置

市は、市内で大規模災害が発生した（又は発生するおそれがある）場合、保健医療調整本部を設置し、情報収集・情報共有活動を開始する。

| 名称       | 設置場所  | 災害事象   |
|----------|---|--|
| 保健医療調整本部 | 口腔保健医療センター講座室<br>-----<br>（上記施設で設置不可の場合）<br>夜間救急室 5階事務室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震（震度6弱以上）</li> </ul> |

#### (3) 区医療救護班の設置

市は、市内で大規模災害が発生した（又は発生するおそれがある）場合、区医療救護班は情報収集・情報共有活動を開始する。

| 名称     | 設置場所  | 災害事象   |
|--------|-------|--|
| 区医療救護班 | 各区本部等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震（震度6弱以上）</li> </ul> |

#### (4) 保健医療活動拠点の設置

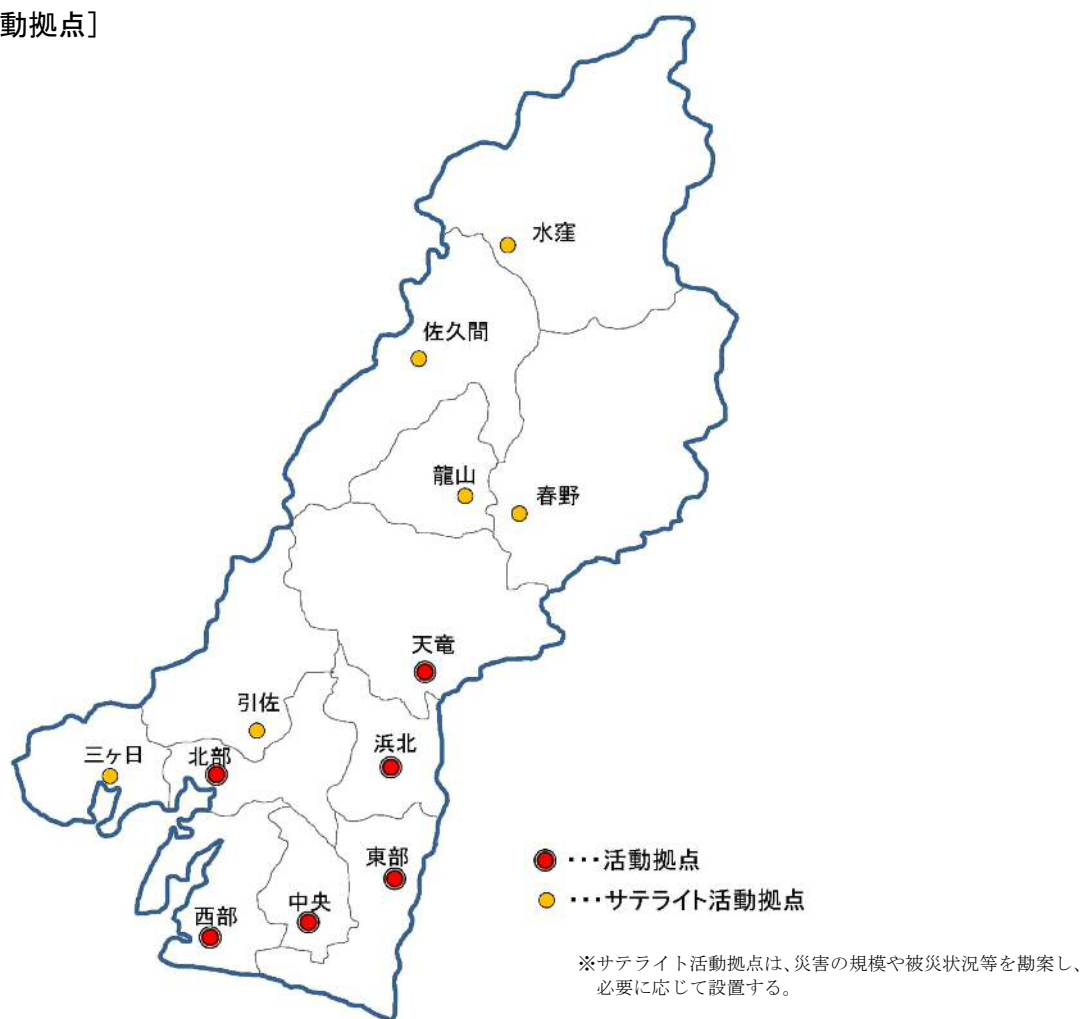
市は、市内で大規模災害が発生した場合、必要に応じて保健医療活動拠点を設置（概ね発災後3日目以降）し、保健医療活動チームの活動調整や情報収集・情報共有活動を行う。

| 名称       | 設置場所    | 災害事象   |
|----------|---------|--|
| 保健医療活動拠点 | 保健センター等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震（震度6弱以上）</li> </ul> |

※保健医療活動拠点の設置場所は区によって異なる

（区医療救護班と同一の場所又は保健センター等別の場所）

[保健医療活動拠点]



2020年（令和2年）1月1日現在の人口

| 活動拠点 | 設置場所       | 担当エリア                           | 人口(人)   |
|------|------------|---------------------------------|---------|
| 中央   | 浜松市保健所     | 中区                              | 237,344 |
| 東部   | 東部保健福祉センター | 東区、南区                           | 233,356 |
| 西部   | 西区役所       | 西区                              | 110,292 |
| 北部   | 細江健康センター   | 北区の一部（引佐町、三ヶ日町を除く）              | 66,692  |
| 引佐   | 引佐健康センター   | 北区引佐町                           | 12,819  |
| 三ヶ日  | 三ヶ日保健センター  | 北区三ヶ日町                          | 14,151  |
| 浜北   | 浜北保健センター   | 浜北区                             | 99,714  |
| 天竜   | 天竜保健福祉センター | 天竜区の一部<br>（春野町、龍山町、佐久間町、水窪町を除く） | 18,295  |
| 春野   | 春野福祉センター   | 天竜区春野町                          | 4,140   |
| 龍山   | 龍山保健センター   | 天竜区龍山町                          | 572     |
| 佐久間  | 佐久間保健センター  | 天竜区佐久間町                         | 3,200   |
| 水窪   | 水窪保健福祉センター | 天竜区水窪町                          | 1,952   |
| 計    |            |                                 | 802,527 |

[地区別人口]

2020年(令和2年)1月1日現在の人口

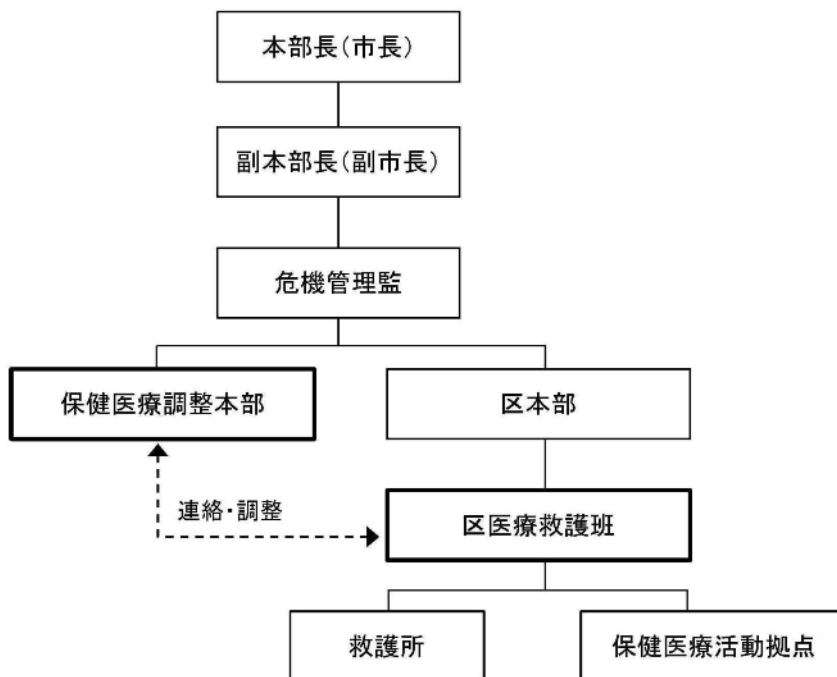
| 活動拠点      | 地区    | 人口(人)          |
|-----------|-------|----------------|
| <b>中央</b> | 計     | <b>237,344</b> |
| (内訳)      | 中央地区  | 4,410          |
|           | 西地区   | 14,269         |
|           | 城北地区  | 21,819         |
|           | 北地区   | 5,732          |
|           | アクト地区 | 9,910          |
|           | 駅南地区  | 9,115          |
|           | 県居地区  | 5,242          |
|           | 佐鳴台地区 | 10,214         |
|           | 富塚地区  | 15,701         |
|           | 萩丘地区  | 73,134         |
|           | 曳馬地区  | 36,272         |
|           | 江東地区  | 17,271         |
|           | 江西地区  | 14,255         |
| <b>東部</b> | 計     | <b>233,356</b> |
| (内訳)      | 積志地区  | 41,176         |
|           | 長上地区  | 26,644         |
|           | 笠井地区  | 15,451         |
|           | 中ノ町地区 | 6,190          |
|           | 和田地区  | 20,525         |
|           | 蒲地区   | 20,625         |
|           | 白脇地区  | 21,872         |
|           | 新津地区  | 14,103         |
|           | 飯田地区  | 12,782         |
|           | 芳川地区  | 24,514         |
|           | 河輪地区  | 5,144          |
|           | 五島地区  | 7,839          |
|           | 可美地区  | 16,491         |

| 活動拠点        | 地区    | 人口(人)          |
|-------------|-------|----------------|
| <b>西部</b>   | 計     | <b>110,292</b> |
| (内訳)        | 入野地区  | 24,450         |
|             | 篠原地区  | 14,909         |
|             | 庄内地区  | 10,021         |
|             | 和地地区  | 11,453         |
|             | 伊佐見地区 | 10,793         |
|             | 神久呂地区 | 11,883         |
|             | 舞阪地区  | 11,482         |
|             | 雄踏地区  | 15,301         |
| <b>北部</b>   | 計     | <b>66,692</b>  |
| (内訳)        | 都田地区  | 6,499          |
|             | 新都田地区 | 4,481          |
|             | 三方原地区 | 34,998         |
|             | 細江地区  | 20,714         |
| <b>引佐㊦</b>  | 引佐地区  | <b>12,819</b>  |
| <b>三ヶ日㊦</b> | 三ヶ日地区 | <b>14,151</b>  |
| <b>浜北</b>   | 計     | <b>99,714</b>  |
| (内訳)        | 浜名地区  | 24,736         |
|             | 北浜地区  | 39,720         |
|             | 中瀬地区  | 12,206         |
|             | 赤佐地区  | 11,854         |
|             | 亀玉地区  | 11,198         |
| <b>天竜</b>   | 天竜地区  | <b>18,295</b>  |
| <b>春野㊦</b>  | 春野地区  | <b>4,140</b>   |
| <b>龍山㊦</b>  | 龍山地区  | <b>572</b>     |
| <b>佐久間㊦</b> | 佐久間地区 | <b>3,200</b>   |
| <b>水窪㊦</b>  | 水窪地区  | <b>1,952</b>   |
| 合計          |       | <b>802,527</b> |

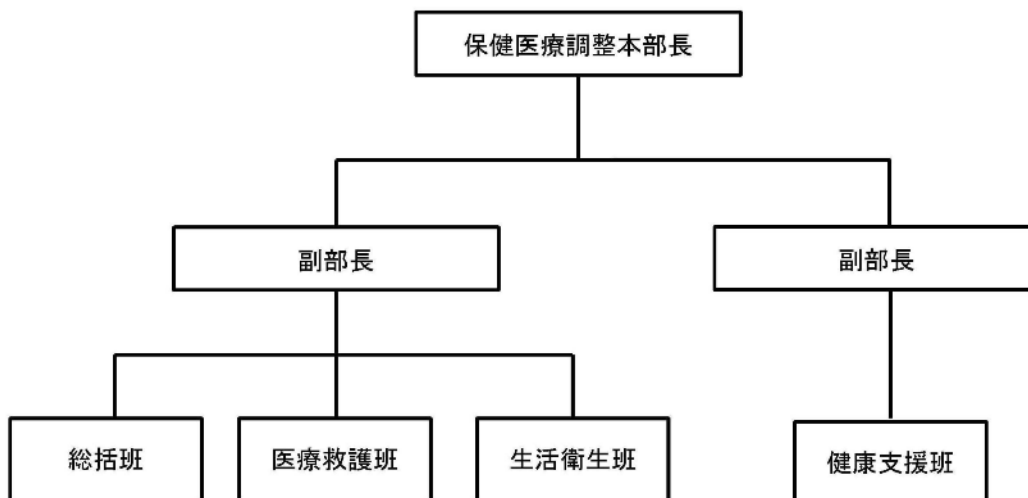
㊦…サテライト活動拠点

## 2 保健医療調整本部

(1) 市災害対策本部での保健医療調整本部及び区医療救護班の位置付け



(2) 保健医療調整本部の組織体制



(3) 保健医療調整本部の役割

- ア 市内の医療救護活動の統括・調整
- イ 医療救護活動に必要な情報収集・情報提供
- ウ 医療ニーズの把握
- エ 医療救護活動方針の策定
- オ 保健医療活動拠点の設置調整
- カ 救護所の設置調整
- キ 保健医療活動チームの派遣要請
- ク 保健医療活動チームの配分調整
- ケ 傷病者を受け入れる病院の確保
- コ 広域搬送に関する調整（災害拠点病院を除く）
- サ 医薬品・医療資器材の確保

- シ 市災害対策本部との連絡調整（関係機関への支援要請等）
- ス 区医療救護班との連絡調整
- セ 静岡県西部方面本部との連絡調整
- ソ その他医療救護に関すること

#### (4) 保健医療調整本部の閉鎖

市は、市内の保健医療活動の状況から、保健医療調整本部の閉鎖又は情報連絡室体制への移行（縮小）を決定する。

### 3 区医療救護班

#### (1) 区医療救護班の医療救護に関する役割

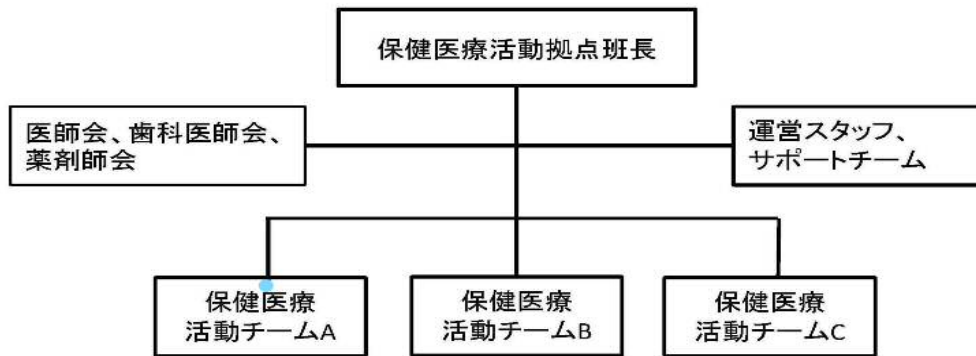
- ア 区内の医療救護活動の統括・調整
- イ 区内の医療救護活動に必要な情報収集・情報提供
- ウ 医療ニーズの把握
- エ 保健医療活動拠点の運営調整
- オ 救護所の設置調整
- カ 救護所の活動状況の把握・浜松市防災情報システムへの入力
- キ 区本部との連絡調整
- ク 保健医療活動拠点との連絡調整
- ケ 避難所における保健医療ニーズ等の情報の把握
- コ その他区内の医療救護に関すること

#### (2) 区医療救護班の閉鎖

区は、区本部が閉鎖された場合、区医療救護班の活動を終了する。

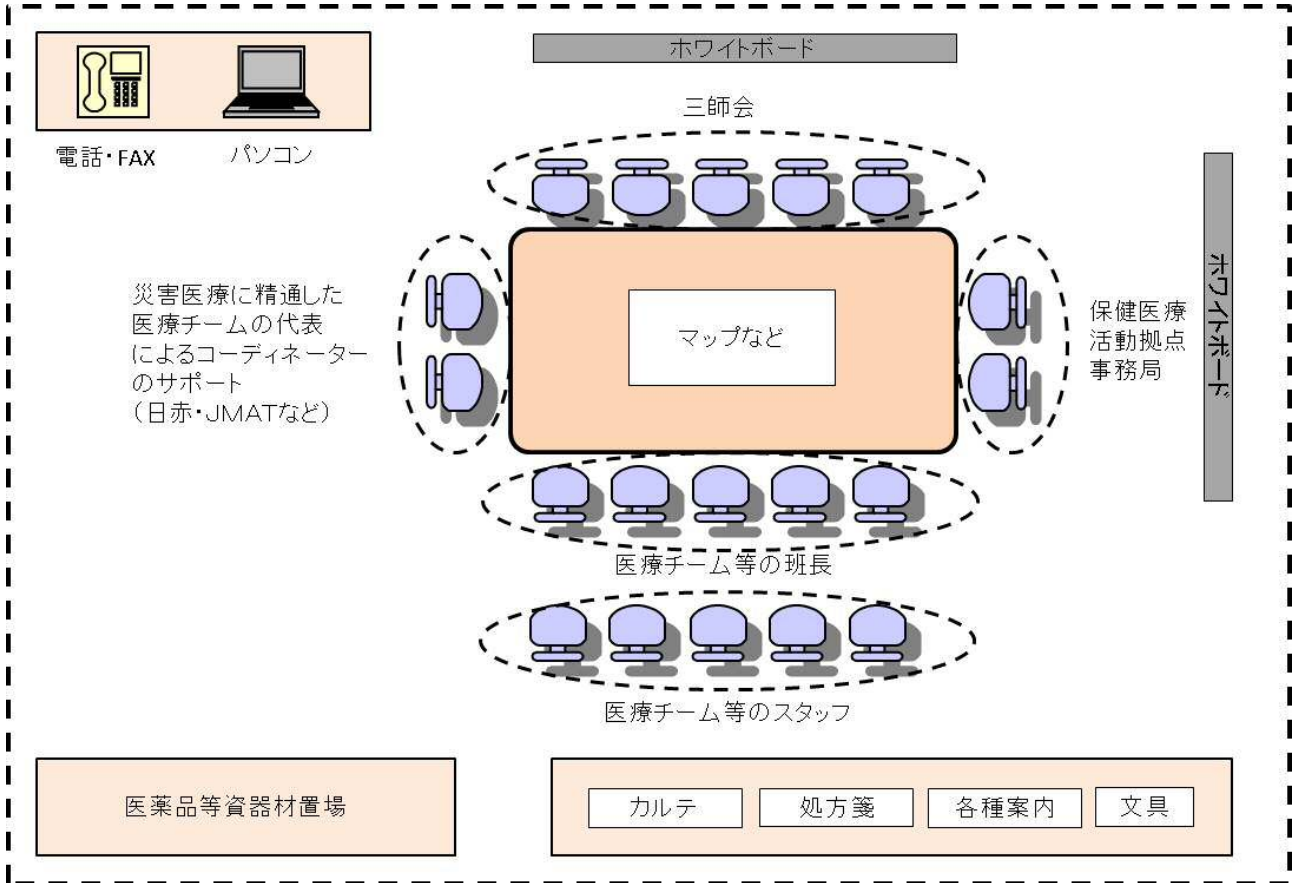
### 4 保健医療活動拠点

#### (1) 保健医療活動拠点の組織体制



※必要に応じてチーム数を調整

○保健医療活動拠点のレイアウト（例）



(2) 保健医療活動拠点の医療救護に関する役割

- ア 区医療救護班との連絡調整
- イ 保健医療活動チームの活動調整
- ウ 毎朝・毎夕に定期的なミーティングの開催・情報交換
- エ 避難所情報、保健医療ニーズの把握
- オ 医療資器材等の保管管理

(3) 保健医療活動拠点の閉鎖

市は、救護所の設置数や保健医療活動の状況から、保健医療活動拠点の閉鎖時期を決定する。

## 第5節 災害医療コーディネーター等

### 1 コーディネーターの種類と役割

市は、大規模災害発生時において、速やかに市災害医療コーディネーター等と情報共有を開始するとともに、県、県災害医療コーディネーター及び各病院と調整を行い、必要に応じて、保健医療調整本部に参集要請する。

| 種 別                      | 役 割   |
|--------------------------|---|
| 静岡県災害医療コーディネーター<br>(県委嘱) | 地域災害医療対策会議で構築したネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する                  |
| 静岡県災害時小児周産期リエゾン<br>(県委嘱) | 妊婦や乳幼児にかかる医療機関との調整を行い、災害医療コーディネーターをサポートする                                 |
| 浜松市災害医療コーディネーター<br>(市委嘱) | 保健医療調整本部及び保健医療活動拠点が行う役割 (p11, 12) をサポートする                                 |
| 浜松市災害歯科コーディネーター<br>(市委嘱) | 保健医療調整本部及び保健医療活動拠点が行う役割 (p11, 12) をサポートする                                 |
| 静岡県災害薬事コーディネーター<br>(県委嘱) | 災害時の医療救護活動に必要な医薬品、医療材料(以下「医薬品等」という。)の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する県又は市町の業務を補完、実施する |

### 2 市災害医療コーディネーターの機能

市災害医療コーディネーターは、大規模災害発生時において、市の要請を受けて保健医療調整本部等に参集し次の職務を行う。

#### (1) 医療救護活動方針の策定に関する助言・提案

医療救護活動に関する組織体制の構築、必要な情報収集、分析、市への情報提供及び市が定める医療救護活動方針の策定に関する医学的な助言・提案

#### (2) 保健医療活動チーム等の配分調整に関する助言・提案

市内の医療機関や救護所の人的・物的資源に不均衡が生じないように、保健医療活動チーム等の人的支援及び物的支援の配分調整に関する医学的な助言・提案

DMAT、DPAT が行う活動との調整及び JMAT 等応援医療チームの活動調整

#### (3) 患者等の搬送の調整に関する助言・提案

患者等の広域搬送調整や救護病院の後方支援調整に関する医学的な助言・提案

#### (4) 静岡県災害医療コーディネーター等との連携

静岡県災害医療コーディネーター、静岡県災害薬事コーディネーター、静岡県災害時小児周産期リエゾン、DMAT リエゾン等との連携

#### (5) その他医療救護に関すること

その他医療救護に関する医学的な助言・提案

### 3 市災害歯科コーディネーターの機能

市災害歯科コーディネーターは、大規模災害発生時において、市の要請を受けて保健医療調整本部等に参集し次の職務を行う。

- (1) 災害歯科医療活動に関する支援調整  
災害歯科医療活動に必要な情報収集、市への情報提供及び支援調整
- (2) 歯科医療チームの活動調整等  
救護所、避難所等における歯科医療チームの活動調整
- (3) 口腔ケアチームの活動調整等  
避難所等における口腔ケアチームの活動調整
- (4) 浜松市災害医療コーディネーター等との調整  
医療救護活動方針に関する浜松市災害医療コーディネーター等との調整
- (5) その他災害歯科に関すること  
その他災害歯科に関する助言・提案

### 4 県災害薬事コーディネーターの機能

県災害薬事コーディネーターは、大規模災害発生時において、市の要請を受けて保健医療調整本部又は保健医療活動拠点等に参集し、支援を効率的かつ効果的に受入れるための受援体制の整備や、薬剤師及び医薬品に関する需要の把握と配置調整等次の職務を行う。

- (1) 医薬品等に関するニーズ把握等  
医薬品等に関する現場のニーズの把握、要請・供給・管理支援、取りまとめ
- (2) 薬剤師に関するニーズ把握等  
薬剤師に関する現場のニーズの把握、配置調整、取りまとめ
- (3) 応援薬剤師の運用調整等  
救護所、避難所等における応援薬剤師の運用、活動調整（調剤、医薬品等供給、健康相談、公衆衛生活動等）
- (4) 浜松市災害医療コーディネーター等との調整  
医療救護活動方針に関する浜松市災害医療コーディネーター等との調整
- (5) 地域薬剤師会担当との連絡調整  
災害薬事コーディネーター地域薬剤師会担当との連絡調整
- (6) その他災害薬事に関すること  
その他災害薬事に関する助言・提案



## 第6節 医療救護施設

### (1) 病院

災害時には、全ての病院が以下の役割に応じて医療救護活動を実施する。

| 区 分             |                       | 役 割  |
|-----------------|-----------------------|--|
| 救護病院<br>(市指定)   | 災害拠点病院<br>(県指定)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>重症患者の受入れ</li> <li>DMAT 派遣</li> <li>広域医療搬送への対応</li> <li>DMAT 等医療チーム受入れ</li> <li>地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</li> </ul> |
|                 | 二次救急病院<br>(災害拠点病院を除く) | <ul style="list-style-type: none"> <li>中等症、重症患者受入れ</li> <li>重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域医療搬送への対応</li> </ul>   |
|                 | 一般病院                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>軽症患者、中等症患者受入れ</li> </ul>  |
| 災害拠点精神科病院 (県指定) |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災精神科病院の患者受入れ</li> <li>医療救護施設等で対応困難な精神疾患患者等の受入れ</li> </ul>  |
| その他の医療<br>救護施設  | 透析医療施設                | <ul style="list-style-type: none"> <li>透析患者への対応</li> <li>救護病院の後方支援</li> </ul>  |
|                 | 周産期医療施設               | <ul style="list-style-type: none"> <li>周産期医療への対応</li> <li>救護病院の後方支援</li> </ul>   |
|                 | 精神科病院                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>精神疾患患者への対応</li> </ul>   |
|                 | 療養病院                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>慢性疾患患者への対応</li> <li>救護病院の後方支援</li> </ul>  |

### (2) 診療所・歯科診療所・薬局

透析医療施設、周産期医療施設、有床診療所、中山間地診療所\*及び夜間救急室については、原則として診療等を継続する。

| 区 分            |                  | 役 割  |
|----------------|------------------|--|
| その他の医療<br>救護施設 | 透析医療施設           | <ul style="list-style-type: none"> <li>透析患者への対応</li> <li>救護病院の後方支援</li> </ul>                          |
|                | 周産期医療施設          | <ul style="list-style-type: none"> <li>周産期医療への対応</li> <li>救護病院の後方支援</li> </ul>                         |
|                | 有床診療所            | <ul style="list-style-type: none"> <li>救護病院の後方支援</li> </ul>  |
|                | 中山間地診療所<br>夜間救急室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>軽症者の応急処置</li> </ul>   |
| 診療所・歯科診療所・薬局   |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画に定める医療班、歯科医師班、薬剤師班活動又は診療を継続する（上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局）</li> </ul> |
| 検診センター等協力施設    |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地避難所等への巡回診療</li> </ul>                                       |

\*浜松市中山間地域振興計画で定めた地域（天竜区及び北区引佐町北部）の診療所

### (3) 救護所（指定又は避難所）

| 種 別           |     | 役 割                     |
|---------------|-----|-------------------------|
| 救護所<br>(市が設置) | 指定  | 市があらかじめ指定した小学校等に設置する救護所 |
|               | 避難所 | 指定救護所以外の避難所等に設置する救護所    |

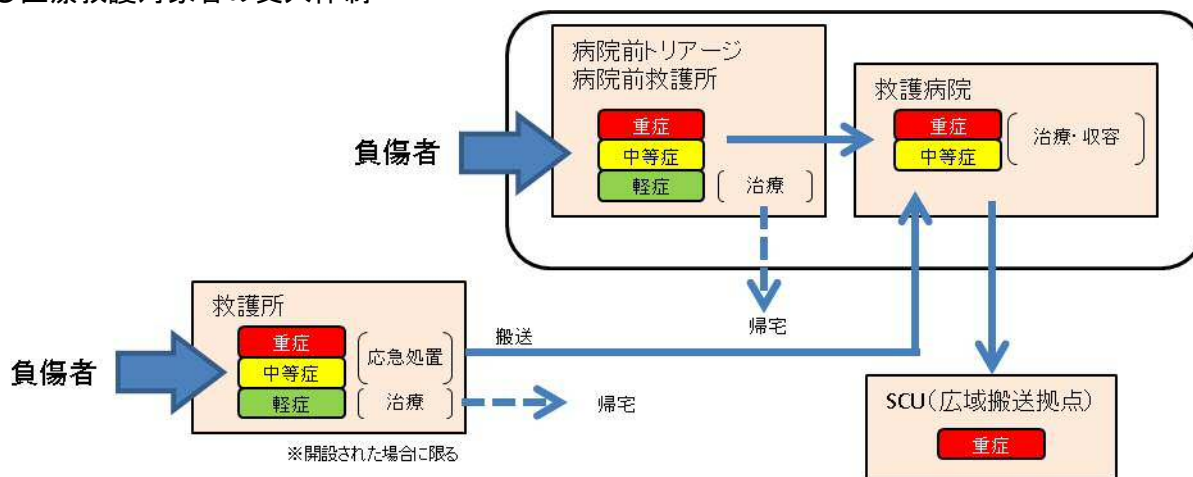
- ア 大規模災害が発生した場合、市は、被災状況に応じて救護所を設置し、被災地内の傷病者に対してトリアージ及び傷病者に対する応急処置、助産等の医療救護活動を行う。
- イ 急性期以降については、状況に応じて、避難所に併設していない救護所は閉鎖し、避難所併設かつ500人以上の避難者がいる場合は救護所を継続する。
- ウ 市は、状況に応じて、500人以上避難者がいる避難所等に救護所を設置する。
- エ 急性期以降の救護所については、応援医療チーム等を中心として医療救護活動を実施する。

### (4) 病院前救護所

| 種 別                  | 役 割             |
|----------------------|-----------------|
| 病院前救護所<br>(病院又は市が設置) | 病院の敷地内等に設置する救護所 |

- ア 救護病院又は市は、多数の傷病者が集中した場合又は集中するおそれのある場合、病院前救護所を設置し、病院前トリアージ及び軽症者の応急処置を実施する。
- イ 救護病院は、病院前救護所の運営にあたり医療班等の応援が必要となる場合、市に対して応援要請を行う。
- ウ 市は、救護病院から、病院前救護所への医療班等の応援要請があった場合、医師会等に医療班等の派遣を要請する。

### ○医療救護対象者の受入体制



## 第7節 医療班等

市は、大規模災害が発生した場合、被災状況に応じて、医療関係団体及び浜松市災害支援ナースに対して、救護所、区医療救護班、保健医療活動拠点又は救護病院等への医療関係者等の参集を要請する。必要に応じて参集場所にて医療班等の編成を行い、救護所等へ派遣、医療救護活動を行う。

なお、要請にあたっては、津波警報・大津波警報に基づき避難指示（緊急）が発令されている場合、浜松市津波避難計画に基づく避難対象地区にいる医療関係者は参集の対象としない。

### (1) 医療班等の派遣要請

#### ア 医療班等の編成

市は、大規模災害が発生した場合、安否確認システムを用いて医療関係者の安否・参集可否を確認し、医師会等の関係機関と協議のうえ、医療班等を編成する。

#### イ 医療班等の派遣・出動

市または医師会等の関係機関は、上記アにより医療班等の対象となった医療関係者に救護所等への出動を要請する。

#### ウ 医療班等の配分調整

市は、医療班等の編成状況、医薬品・医療資器材の確保状況、傷病者の発生動向や医療ニーズを把握して、救護所の機能に不均衡が生じないように、医療班等の医療チームを配分調整する。

#### エ 資器材等の携行

出動する会員は、原則として、各団体又は市が定める被服、ヘルメット、帽子、手袋及び底厚の靴を着用し、懐中電灯や身分証明書等を持参する。

#### オ 移動手段の確保

医療班等は、原則として、移動手段を自ら確保するが、移動手段の確保が困難な場合は、市に要請する。

### (2) 医療班（医師会）

医療班は、救護所を中心に、トリアージ及び傷病者に対する応急処置、助産等の医療救護活動を行う。

### (3) 歯科医師班（歯科医師会）

歯科医師班は、救護所を中心に、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置又は歯科医療の提供、トリアージの協力等の医療救護活動を行う。

### (4) 薬剤師班（薬剤師会）

薬剤師班は、救護所を中心に、救護所における調剤、服薬指導、業務調整、トリアージの協力及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理等の医療救護活動を行う。

### (5) 浜松市災害支援ナース

浜松市災害支援ナースは、救護所を中心に、トリアージ及び傷病者に対する応急処置、助産等の医療救護活動を行う。

### (6) その他協定団体等

その他看護協会等の協力団体等は、必要に応じて救護活動等に協力する。

### (7) 医療救護活動にあたっての留意事項

#### ア 災害用カルテの作成

救護所で診療を行った場合は、災害用カルテを作成する。

救護所に多数の傷病者が集中する等、災害用カルテを作成する余裕がない場合は、トリアージタグに必要な事項（患者の住所、氏名、性別、年齢、病名及び主要症状、治療方法及び診療年月日）を記載する。

イ 次期医療班等への引継ぎ等

救護所や保健医療活動拠点等で、次期医療班等に引継ぐ。

ウ 他の医療チームとの連携

医療班等は、救護所の責任者の下、他の医療チーム等との連携を図りながら、医療救護活動を行う。

#### (8) 医療班等行動マニュアル

医療班等の具体的な行動手順については、別途マニュアル等により定める。

#### ○浜松市津波避難計画に基づく避難対象地区

「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」と「安政東海地震における推定津波浸水域」に該当する地域

| 中区 | 西区  | 南区 | 北区  |
|----|-----|----|-----|
| 県居 | 入野  | 白脇 | 細江  |
| 富塚 | 篠原  | 新津 | 三ヶ日 |
| 江西 | 庄内  | 芳川 |     |
|    | 和地  | 河輪 |     |
|    | 伊佐見 | 五島 |     |
|    | 神久呂 | 可美 |     |
|    | 舞阪  |    |     |
|    | 雄踏  |    |     |

## 第8節 救護所

急性期までは、あらかじめ指定した救護所の中から、被災状況に応じて開設し、医療救護活動を行う。

### (1) 設置準備

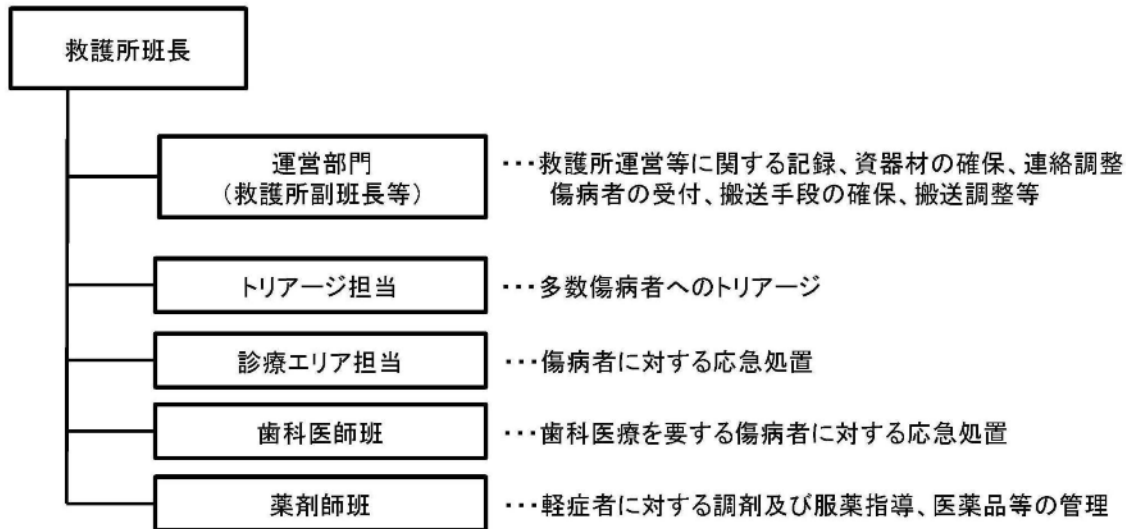
市内で大規模災害が発生した場合、市の地区防災班は救護所に参集し、救護所設置予定の建物の被災状況、ライフライン等を確認し、安否確認システム等を用いて報告する。

設置されるまでの間に負傷者がいた場合は、救護病院等に誘導する。

### (2) 標準的な体制

市は、安否確認システムを用いて医療班等の参集の可否等を確認し、人員を確保した上で参集要請を行う。

救護所の標準的な体制と役割は、下記のとおり。



### (3) 運営部門

救護所運営に係る経時的記録、医療救護活動記録、救護所運営記録等、医療資器材等の支援要請等、区医療救護班との連絡調整、傷病者の受付、医療従事者の受付、搬送手段・搬送要員の確保及び応急処置を受けた重傷者や中等症者の救護病院への搬送調整を行う。

### (4) 医療班

トリアージ、二次トリアージ、傷病者に対する応急処置、助産等を行う。

### (5) 歯科医師班

歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、トリアージの協力等を行う。

### (6) 薬剤師班

災害用カルテや災害用処方箋に基づいた調剤・服薬指導及び医薬品の管理、トリアージの協力、運営部門の協力等を行う。

### (7) 浜松市災害支援ナース

トリアージ、二次トリアージ、傷病者に対する応急処置、助産等を行う。

## 第9節 災害時の情報把握

### (1) 通信手段

災害時に迅速、適切な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段確保が必要不可欠である。

市、救護病院及び関係団体は、次に例示する通信手段を複数確保するよう努めることとする。

| 通信手段    | 特徴等  |
|---------|--|
| 衛星携帯電話  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星回線インターネット利用可能（一部機種を除く）</li> <li>・不感地帯なし（多くの機種でアンテナを南天方向に固定する必要あり）</li> <li>・災害拠点病院は設置義務あり</li> </ul> |
| 防災行政無線  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県防災行政無線、市町防災行政無線に区分</li> <li>・固定通信系（同報系）、移動通信系、衛星通信系等により構成</li> <li>・山間地等における不感地帯あり</li> </ul>         |
| アマチュア無線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線等を補完する情報収集手段として有効</li> <li>・全ての使用者に無線免許が必要</li> </ul>  |

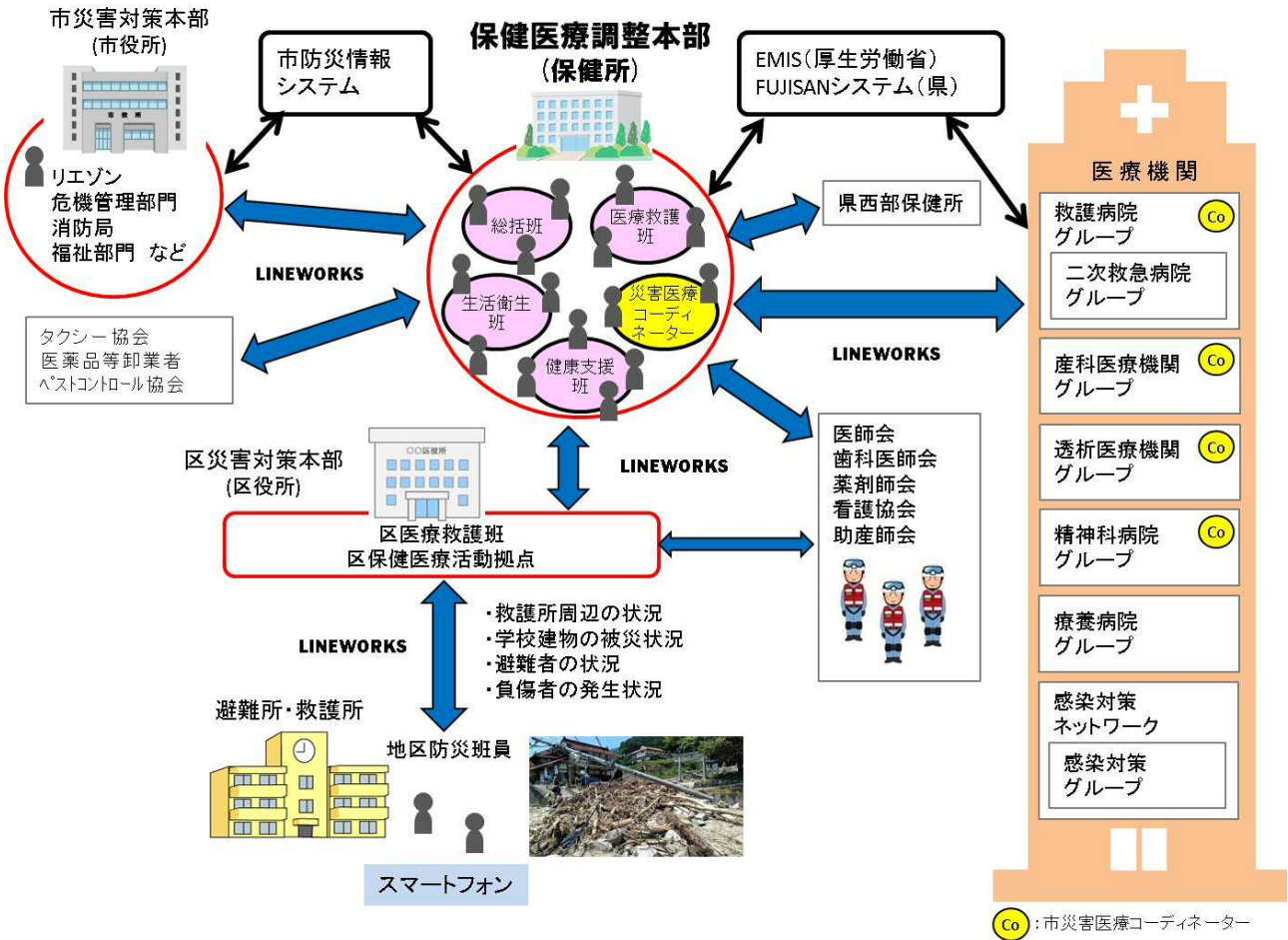
### (2) 情報システム

市及び医療救護施設は以下のシステム等を用い、情報発信・情報収集を行い、効率的な医療救護活動を行う。

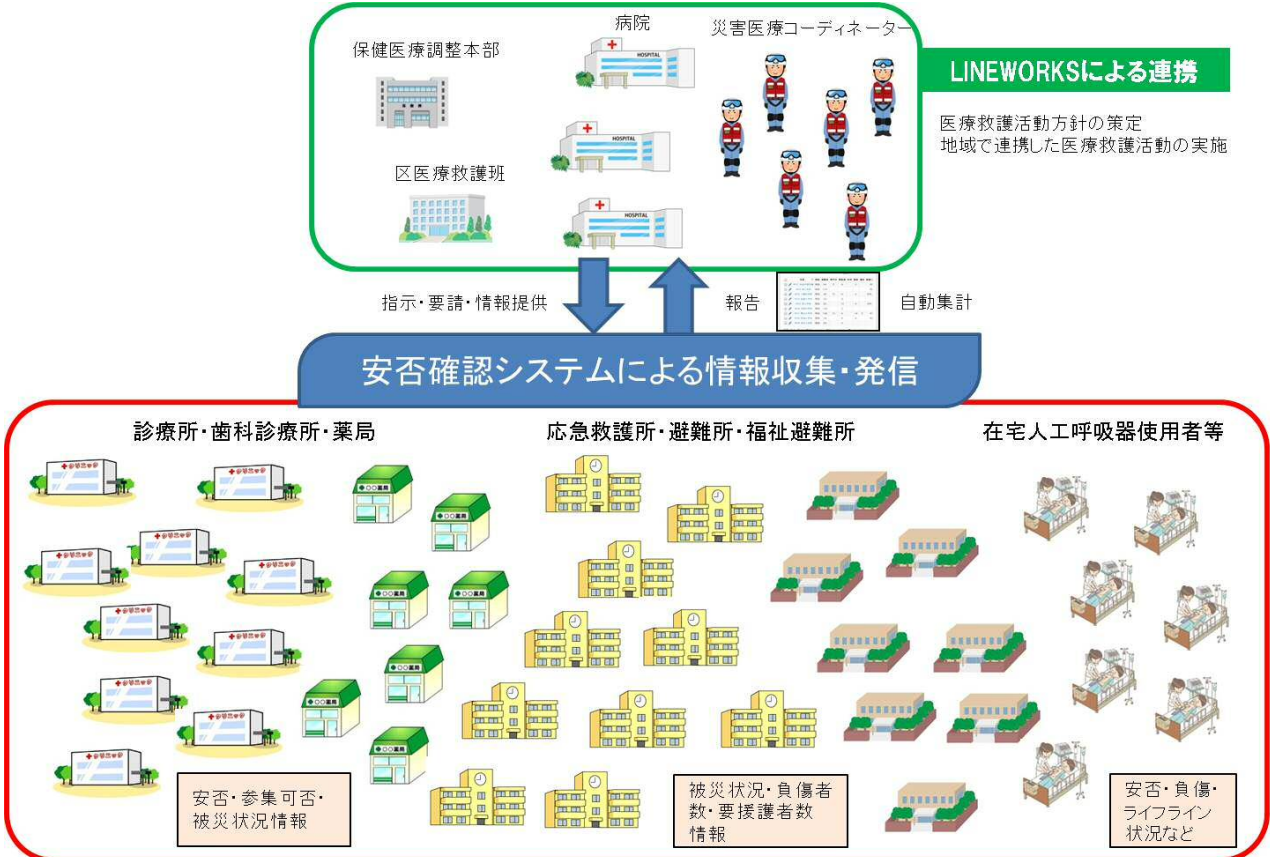
| 名称  | 入力者                      | 主な機能   |
|---|--------------------------|--|
| 広域災害救急医療情報システム<br>(EMIS)                  | 病院<br>県<br>市             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の被災状況等（病院）</li> <li>・DMAT 活動状況把握（DMAT 管理）</li> <li>・広域医療搬送患者情報把握（MATTS）</li> </ul> |
| ふじのくに防災情報共有システム<br>(FUJISAN)              | 県<br>救護病院<br>透析医療機関<br>市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療チーム等支援要請（救護病院、市）</li> <li>・透析医療機関被災状況等（透析医療機関）</li> </ul>                            |
| 浜松市防災情報システム                               | 市                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所開設状況等入力（FUJISAN に反映）</li> </ul>   |
| 浜松市災害医療ネットワークシステム<br>(LINEWORKS、安否確認システム) | 医療救護施設<br>医療関係団体<br>市    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と医療救護施設、医療関係団体、医療関係者間での情報共有・伝達</li> <li>・支援要請（FUJISAN 登録施設以外）</li> </ul>              |



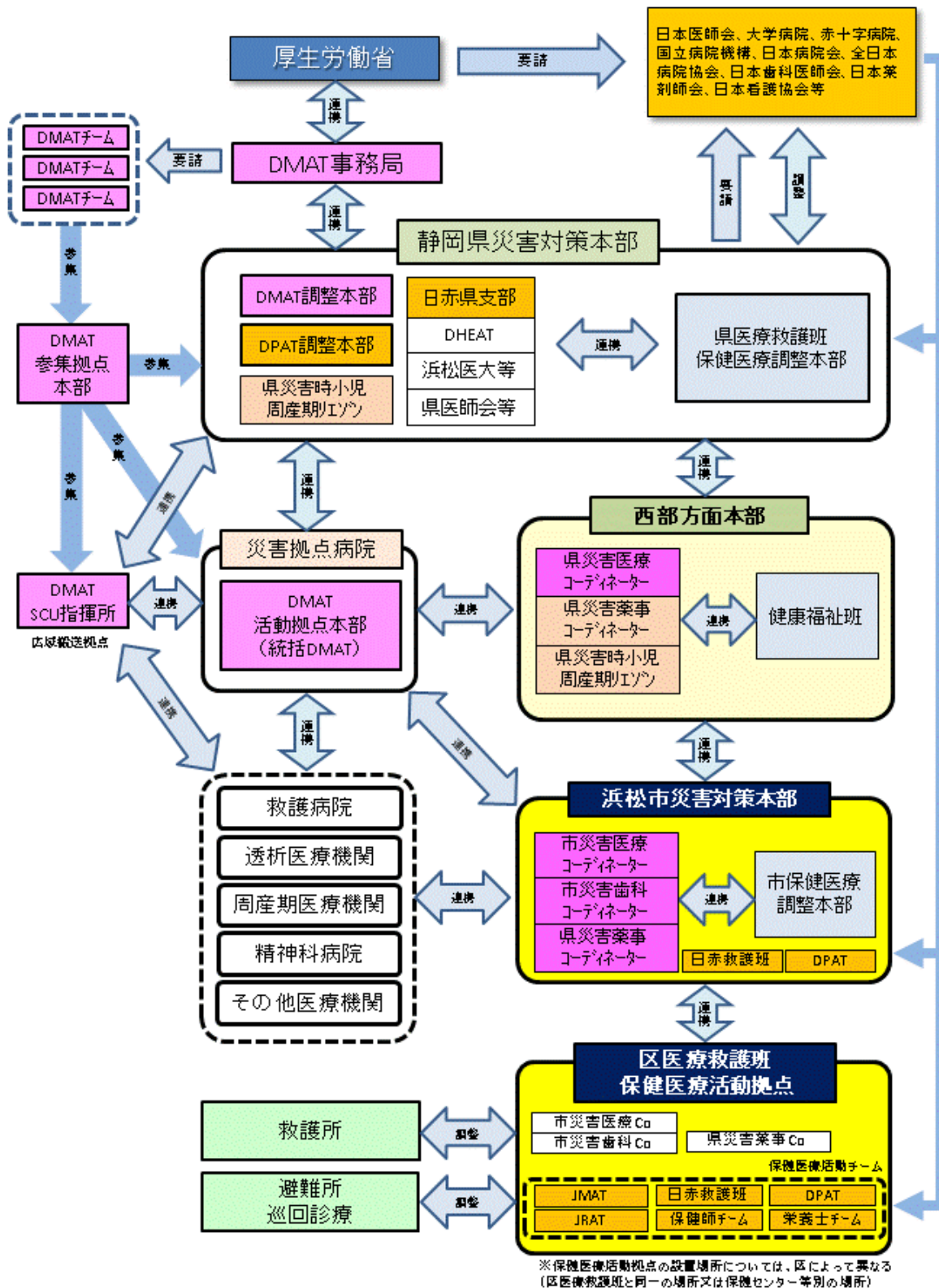
○災害時の情報システム体制



○浜松市災害医療ネットワークの概要



### (3) 情報伝達体制





## 第10節 医薬品・医療資器材等

### 1 医薬品

#### (1) 医療救護施設（救護所を除く）

- ア 流通が回復するまで（おおむね72時間）は、医療救護施設の備蓄品で対応する。
- イ 備蓄品で対応できない場合、通常取引先から確保する。
- ウ 通常取引先から確保できない場合、災害拠点病院は西部方面本部、その他の医療救護施設については、市保健医療調整本部に要請する。

#### (2) 救護所

- ア 救護所で必要となる医薬品については、保健所等で備蓄保管し供給する。また、市の要請を受けて救護所に参集する薬剤師班は、薬局の在庫医薬品で市に提供できるものを持参する。
- イ 保健所等において確保できない場合、市保健医療調整本部に要請する。

#### (3) 市保健医療調整本部

- ア 医療救護施設、区医療救護班又は保健医療活動拠点から要請を受けたときは、保健所の備蓄医薬品を供給する。
- イ 備蓄医薬品で対応できない場合、医薬品卸業者各社支店に要請する。
- ウ 医薬品卸業者各社支店で確保できない場合、西部方面本部に要請する。

#### (4) 医薬品集積所

- ア 支援物資（医薬品・医療資器材）については、医薬品集積所（保健所又は産業展示館北館）を設置し、活動拠点等に供給する。なお、医薬品集積所から活動拠点への医薬品等の配送については、トラック協会やタクシー協会等に依頼する。
- イ 医薬品集積所を設置した場合、市は薬剤師会に薬剤師の派遣を要請し、医薬品等の仕分け作業の協力を得る。

### 2 医療資器材

#### (1) 医療救護施設（救護所を除く）

- ア 流通が回復するまで（おおむね72時間）は、医療救護施設の備蓄品で対応する。
- イ 備蓄品で対応できない場合、通常取引先から確保する。
- ウ 通常取引先から確保できない場合、災害拠点病院は西部方面本部、その他の医療救護施設については、市保健医療調整本部に要請する。

#### (2) 救護所

- ア 救護所で必要となる医療資器材については、救護所又は保健所等で備蓄保管し供給する。
- イ 保健所等において確保できない場合、市保健医療調整本部に要請する。

#### (3) 保健医療調整本部

- ア 医療救護施設、区医療救護班又は保健医療活動拠点から要請を受けたときは、保健所の備蓄品を供給する。
- イ 備蓄品で対応できない場合、医療機器販売業者窓口支店等に要請する。
- ウ 医療機器販売業者窓口支店で確保できない場合、西部方面本部に要請する。

### 3 医療用ガス

#### (1) 医療救護施設（救護所を除く）

ア 医療用ガスが不足した場合、通常取引先から確保する。

イ 通常取引先から確保できない場合、災害拠点病院は西部方面本部、その他の医療救護施設については、保健医療調整本部に要請する。

#### (2) 保健医療調整本部

ア 医療救護施設から要請を受けたときは、医療ガス販売業者窓口会社に要請し、代表会社及び西部方面本部に情報提供する。

イ 医療ガス販売業者窓口会社で確保できない場合、県医薬品確保チームに要請する。

### 4 輸血用血液

#### (1) 医療救護施設（救護所を除く）

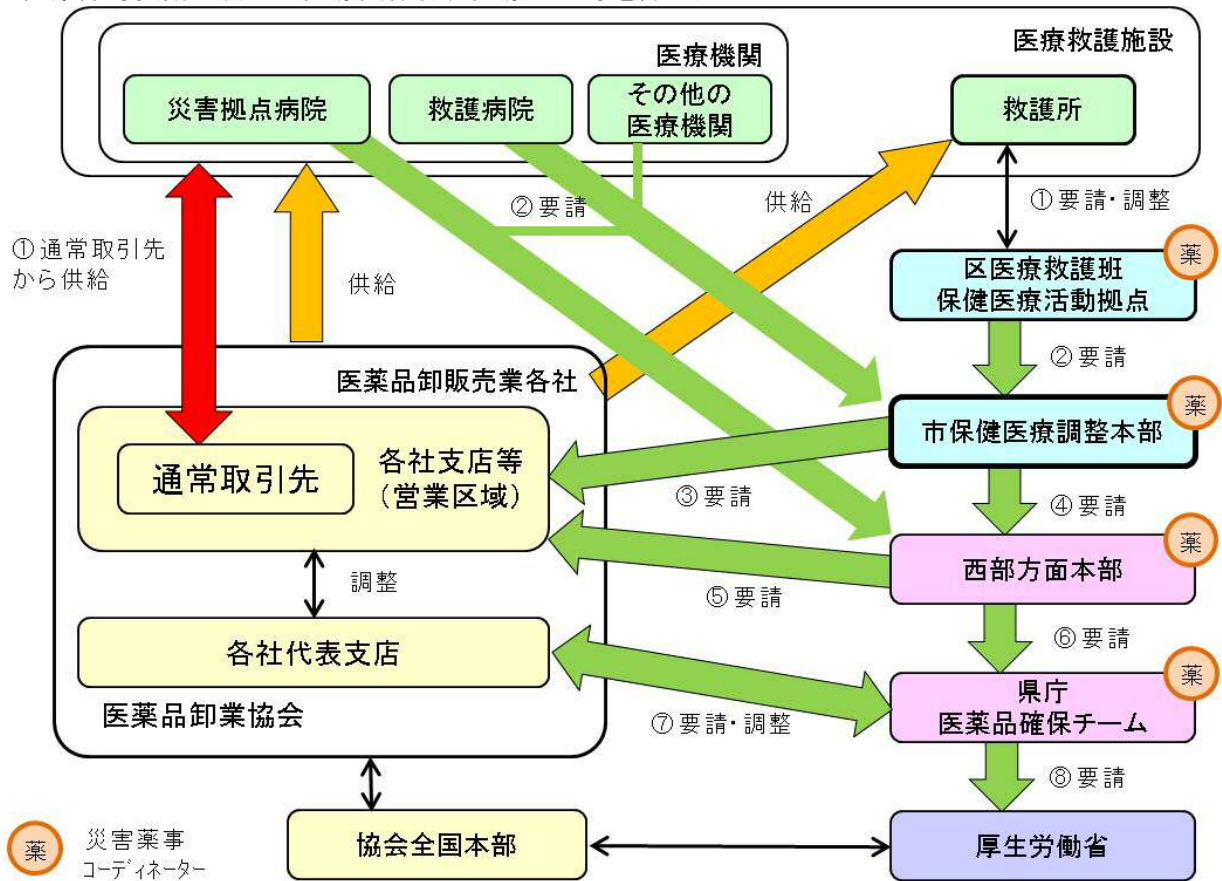
ア 輸血用血液が不足した場合、静岡県赤十字血液センター浜松事業所から確保する。

イ 静岡県赤十字血液センター浜松事業所と連絡が取れない場合、災害拠点病院は西部方面本部、その他の医療救護施設については、保健医療調整本部に要請する。

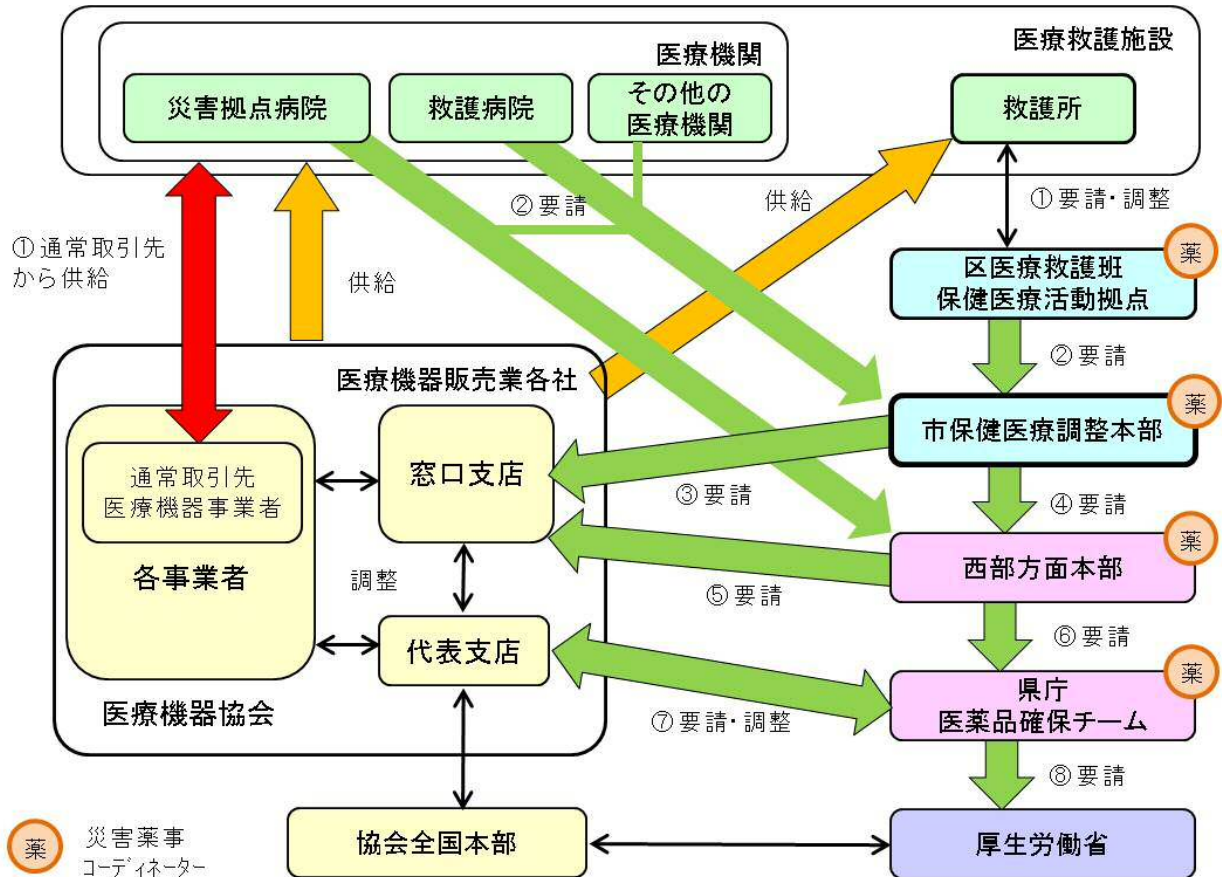
#### (2) 保健医療調整本部

ア 医療救護施設（災害拠点病院を除く）から要請を受けたときは、西部方面本部に要請伝達する。

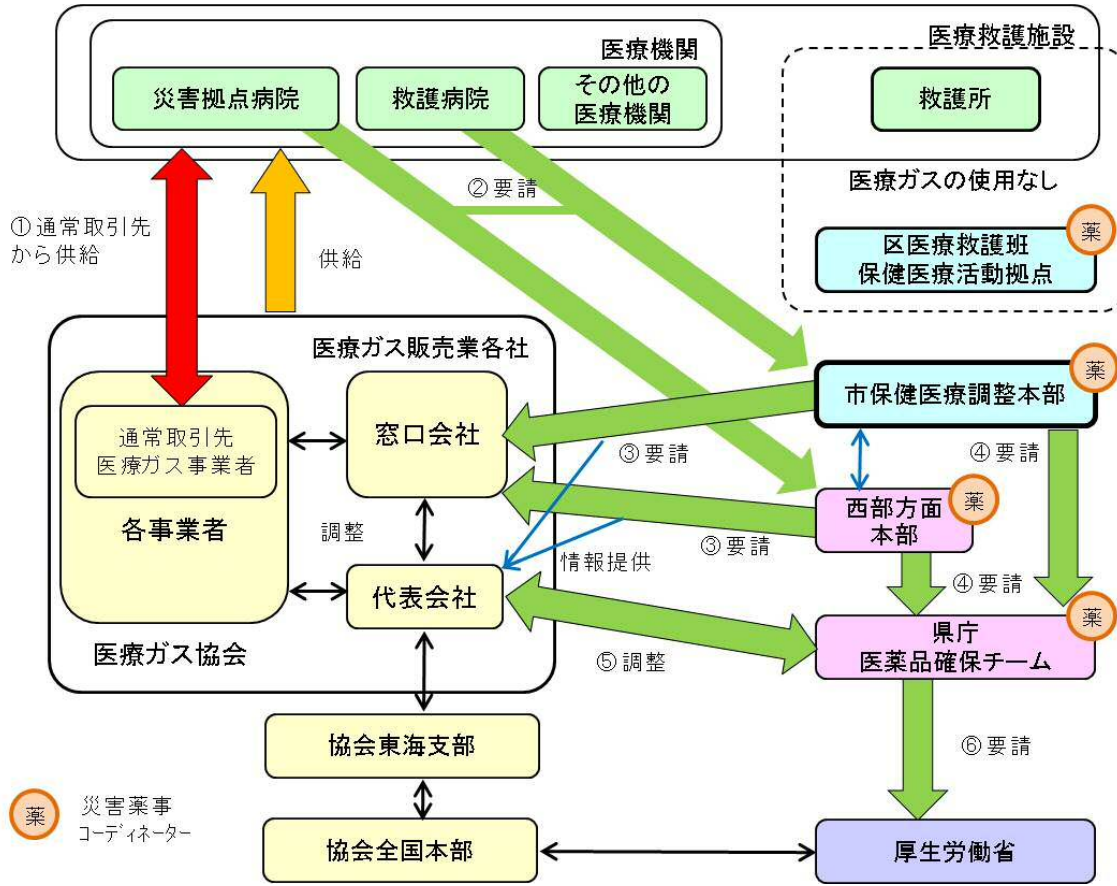
○医薬品等要請の流れ（医療資器材、医療ガス等を除く）



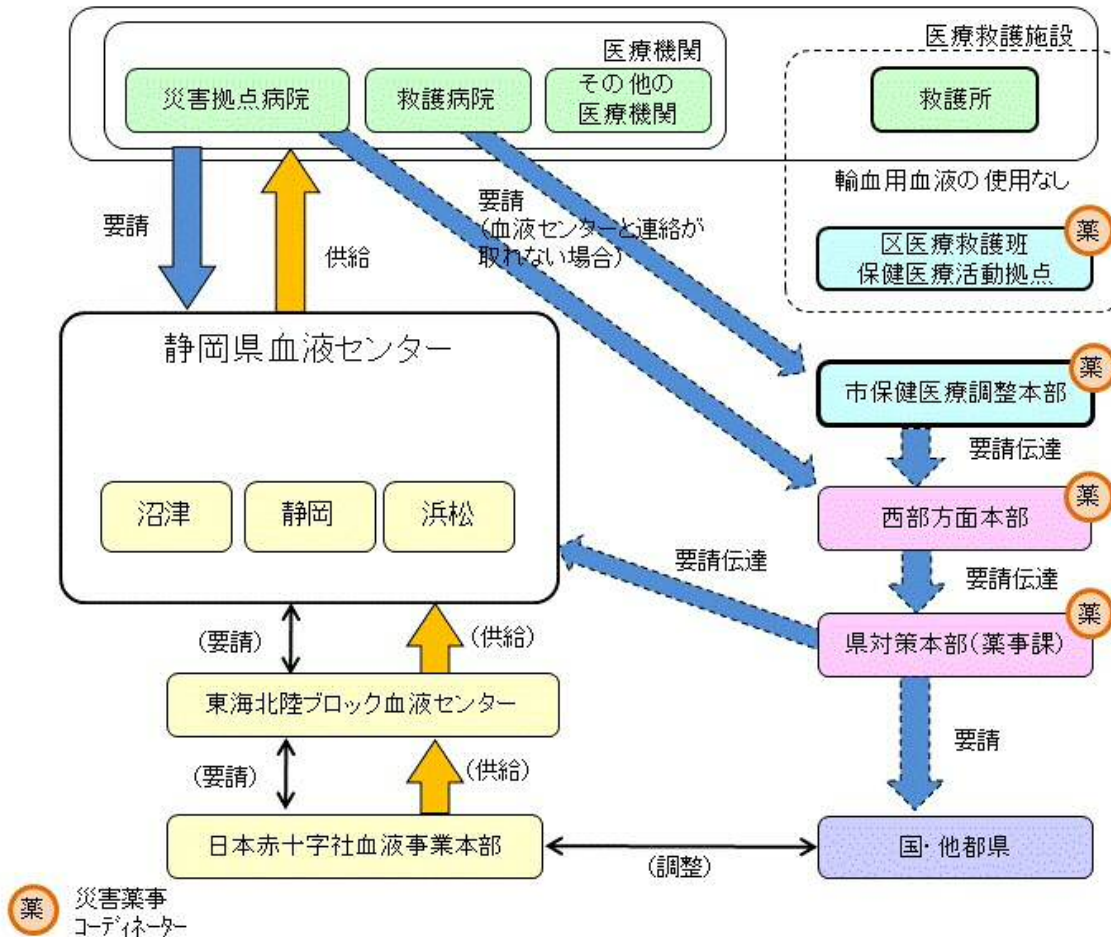
○医療資器材等要請の流れ



○医療ガス要請の流れ



○輸血用血液供給の流れ



# 第 11 節 搬送体制

傷病者の搬送は、被災場所の傷病者数、救護所又は救護病院への搬送手段等を考慮し、保健医療調整本部又は医師若しくは現場責任者の指揮により効率的に実施する。

## 1 搬送区分及び搬送方法

### (1) 被災場所から救護所への搬送

- ア 自主防災隊
- イ 避難場所にいる住民

### (2) 救護所から救護病院への搬送

- ア 救急車
- イ 公用車等の転用車
- ウ 民間企業等の協力車両
- エ 自主防災隊又は避難場所にいる住民

### (3) 広域医療搬送活動

- ア 市保健医療調整本部は、災害拠点病院又は救護病院（災害拠点病院を除く。以下この節では「救護病院等」という。）に対し、広域医療搬送のための行動開始を指示するとともに、救護病院等又は防災ヘリポートから航空搬送拠点（以下「SCU」という。）までの患者搬送用車両を確保する。
- イ 救護病院等は、県が定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者（以下「広域医療搬送対象患者」という。）を選定する。
- ウ 災害拠点病院は、広域医療搬送対象患者を選定した場合、県に広域医療搬送を要請する。
- エ 救護病院は、広域医療搬送対象患者を選定した場合、市保健医療調整本部に広域医療搬送を要請し、市保健医療調整本部は、県西部方面本部に要請する。
- オ 市保健医療調整本部は、県西部方面本部から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、救護病院に連絡する。
- カ 災害拠点病院は、県から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、EMIS に医療搬送患者登録を行う。

### (4) 航空搬送拠点までの患者搬送

- ア 救護病院等又は市保健医療調整本部は、救護病院等から拠点ヘリポート又は SCU まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。
  - (ア) 拠点ヘリポートと SCU の間の広域医療搬送対象患者の搬送は、県内搬送用ヘリコプターにより県が搬送する。
  - (イ) 救護病院の広域医療搬送対象患者情報については、SCU に配置されている DMAT に情報提供し、EMIS への入力を依頼する。

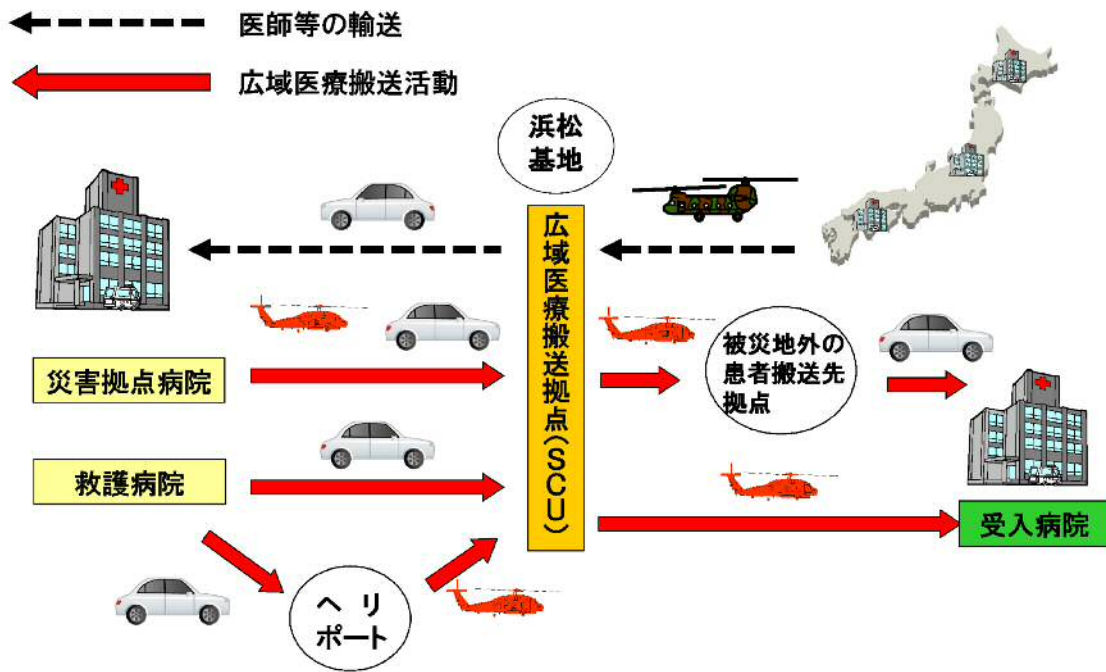
### ○県西部方面本部管内別航空搬送拠点、ヘリコプターの運航先指定者等

| 管内     | 航空搬送拠点 (SCU) | 患者県内搬送用ヘリの運航先指定者        | 運航情報提供 (*1) の実施者       |
|--------|--------------|-------------------------|------------------------|
| 西部方面本部 | 航空自衛隊浜松基地    | 県本部 (健康福祉部)、西部方面本部健康福祉班 | 西部方面本部健康福祉班<br>航空搬送拠点係 |

\*1 運航情報提供：運航先を指定された患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供することをいう。



○ 医師等の輸送及び広域医療搬送活動の流れ



## 第12節 保健医療活動チーム

### (1) 保健医療活動チームの要請

- ア 市保健医療調整本部は、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、独立行政法人国立病院機構医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム）の支援が必要になった場合、県西部方面本部へ要請を行う。
- イ 要請にあたっては、市災害医療コーディネーター、県災害医療コーディネーター等との連携を図る。
- ウ 市保健医療調整本部は、県西部方面本部、区医療救護班、保健医療活動拠点及び医師会等と連携し、保健医療活動チームの受け入れ調整等を行う。
- エ 保健医療活動チームの活動拠点は、原則として保健所又は保健医療活動拠点とし、活動調整及び情報連携は調整会議により行う。
- オ 市保健医療調整本部は、保健医療活動チームの宿泊場所の確保に努める。
- カ 市保健医療調整本部は、保健医療活動チームが航空搬送拠点に到着した場合、航空搬送拠点から派遣要請先まで搬送する際の車両（タクシー等）を確保する。
- キ 市保健医療調整本部、区医療救護班及び保健医療活動拠点は、保健医療活動チームに対して、活動の内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等の報告を求め、情報の整理及び分析を行うとともに、県に情報提供を行う。

### (2) 保健医療活動チームの名称及び活動内容

| チーム名                 | 活動内容   |
|----------------------|--|
| DMAT<br>(ディーマット)     | 災害医療派遣チームの略<br>全国の「災害拠点病院」に勤務し、専門研修を受けた医師・看護師・コメディカル・事務員等で構成<br>主に救護病院以上の規模の病院に急行し、急性期の医療支援を行う |
| DPAT<br>(ディーパット)     | 災害派遣精神医療チームの略<br>被災地の精神保健医療機能の支援と、被災者の災害ストレス対応等を行う   |
| 日赤救護班                | 赤十字病院の医師、看護師等で構成<br>仮設救護所（dERU）の設置運営や避難所巡回診療、心のケア活動等を行う  |
| AMAT<br>(エーマット)      | 全日本病院医療支援班の略<br>全日本病院協会（民間病院等）に所属している病院に勤務する医療関係者で構成<br>DMATやJMATに準ずる活動を行う                     |
| JMAT<br>(ジェイマット)     | 日本医師会災害医療チームの略<br>日本医師会により構成<br>DMATの撤退と入れ替わるように現地入りし、医療体制の回復に向けた支援を行う                         |
| JADM<br>(ジェイエーディーエム) | 日本災害医学会の略<br>医療従事者のほか、消防、研究者等で構成<br>災害時には現地において主に医療チームのマネジメント・コーディネート業務を行う                     |

| チーム名                                | 活動内容  |
|-------------------------------------|---|
| 災害支援ナース                             | 都道府県看護協会に所属するナースで構成<br>被災した医療機関や避難所における看護活動を支援する                                  |
| 全国知事会救護班                            | 都道府県に所属する医師、看護師、薬剤師、事務職により構成<br>急性期を過ぎた後の医療支援を行う                                  |
| 国立病院機構医療班<br>(NHO)                  | 国立病院に勤務する医療関係者で構成<br>DMAT 撤退後に診療所の支援、避難所の巡回診療等を行う                                 |
| JCHO<br>(ジェイコー)                     | 地域医療機能推進機構の略<br>加盟医療機関の関係者で構成<br>被災地の要請に基づき避難所等での診察等を行う                           |
| 国境なき医師団                             | 民間・非営利の国際団体が運営<br>医療支援や物資配給、仮設診療所の設置運営等を行う  |
| TMAT<br>(ティーマット)                    | 徳洲会医療救援隊の略<br>徳洲会グループの医療関係者で構成<br>グループ機関やその他病院支援のほか、仮設診療所の設置運営等を行う                |
| HuMA<br>(ヒューマ)                      | 災害人道医療支援会の略<br>国内外の災害に対して、現地支援を行う   |
| AMDA<br>(アムダ)                       | アジア医師連絡協議会の略<br>国内外の災害に対して医療チームを派遣するほか、国内災害に支援に来た外国人医師のコーディネート等を行う                |
| DHEAT<br>(ディーヒート)                   | 災害時健康危機管理支援チームの略<br>全国の保健所職員（医師や保健師等）を中心として構成<br>被災地の保健所においてマネジメント機能を補佐する健康支援チーム  |
| 保健師チーム                              | 全国の自治体に所属する保健師を中心として構成<br>避難所等を巡回し、被災者の健康管理やケア等の保健医療活動を行う                         |
| JRAT<br>(ジェイラット)                    | 大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会<br>医師や作業療法士、理学療法士等で構成<br>被災者の筋力や認知機能を維持するためのリハビリ、環境整備等を行う |
| JDA-DAT<br>(ジェイディーエーダット)            | 日本栄養士会災害支援チームの略<br>指定栄養士会ごとに設立<br>緊急栄養補給物資の手配・分配等を行う                              |
| DMORT<br>(ディモート)                    | 災害死亡者家族支援チームの略<br>有志の医師や心理士、SW等で構成<br>災害直後から死亡者家族の精神的支援を行う                        |
| DCAT / DWAT<br>(ディーキャット または ディーワット) | 災害派遣福祉チームの略<br>福祉関係団体に所属する職員で構成<br>福祉に関する環境整備や移送支援、医療連携等を行う                       |



## 第13節 連携・調整機関

### (1) 市の他部門

| 部門         | 連携・調整内容                         |
|------------|---------------------------------|
| 総括部        | ライフライン（電気、ガス）、受援、支援物資等          |
| 警備（消火・救出）部 | 救急搬送                            |
| 福祉支援部      | 精神科病院（DPAT）、福祉避難、要支援者、日赤・社協への連絡 |
| 遺族・遺体部     | 救護所の遺体対応                        |
| 物資管理部      | 医療資器材等の救援物資                     |
| 建物判定・仮設部   | 医療機関・応急救護所の応急危険度判定              |
| 廃棄物処理部     | 仮設トイレのし尿処理（感染症対策）               |
| 土木復旧部      | 道路啓開、緊急輸送ルート                    |
| 上下水道復旧部    | ライフライン（水）                       |
| 区本部        | 救護所の必要物資等                       |

### (2) 県等

| 部門      | 連携・調整内容                                  |
|---------|--|
| 西部方面本部  | 保健医療調整全般、県災害医療コーディネーター<br>小児周産期リエゾン、DMAT |
| 県災害対策本部 | 保健医療調整総括                                 |

### (3) 医療関係団体等

| 部門   | 連携・調整内容         |
|--|-----------------|
| 医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会                              | 医療支援            |
| 助産師会   | 避難所等における健康支援    |
| 鍼灸マッサージ師会  | 避難所等における健康支援    |
| タクシー協会   | 医療従事者、医療資器材等の搬送 |
| 静岡県ペストコントロール協会                                   | 避難所等における消毒      |
| 訪問看護ステーション連絡協議会<br>地域包括支援センター<br>浜松市介護支援専門員連絡協議会 | 難病患者等在宅要支援者対応   |

### (4) 関係業者等

| 部門          | 連携・調整内容    |
|-------------|------------|
| 医薬品等卸売業者    | 医薬品、医療資器材  |
| 医療用ガス販売業者   | 医療ガス、在宅酸素  |
| 人工呼吸器装置販売業者 | 在宅人工呼吸器使用者 |

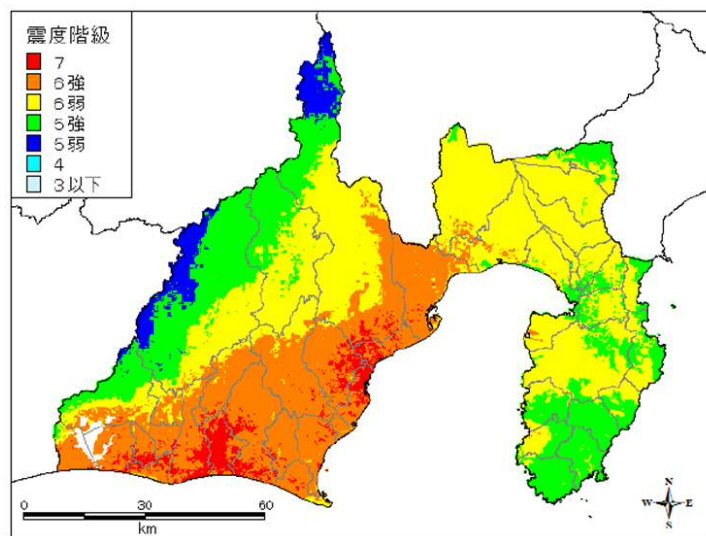
# 第2章 南海トラフ巨大地震等による浜松市の被害想定

## (1) 第4次地震被害想定

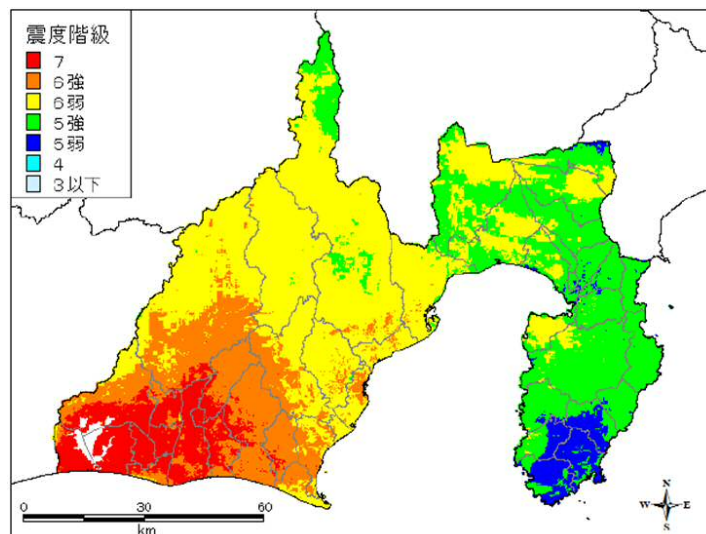
2013年（平成25年）6・11月に静岡県は第4次地震被害想定を策定した。

| 区分                      | レベル1の地震・津波  | レベル2の地震・津波                           |
|-------------------------|---|--------------------------------------|
| 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波 | 東海地震<br>東海・東南海地震<br>東海・東南海・南海地震<br>宝永型地震<br>安政東海型地震<br>5地震総合モデル<br>(マグニチュード8.0~8.7) | 南海トラフ巨大地震（内閣府2012）<br>(マグニチュード9.0程度) |

○レベル1の震度分布図



○レベル2の震度分布図



(2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波による人的被害の想定結果【対象/浜松市域】

(単位：人)

| 項目     |                 | 被害区分 | 予知なし     |          |          | 予知あり    |         |         |
|--------|-----------------|------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
|        |                 |      | 冬・深夜     | 夏・昼      | 冬・夕      | 冬・深夜    | 夏・昼     | 冬・夕     |
| 死傷者数合計 | 早期避難率高<br>+呼びかけ | 死者数  | 約 1,650  | 約 910    | 約 1,650  | 約 430   | 約 1,320 | 約 380   |
|        |                 | 重傷者  | 約 4,630  | 約 7,370  | 約 5,130  | 約 1,310 | 約 2,100 | 約 1,320 |
|        |                 | 軽傷者  | 約 11,500 | 約 11,800 | 約 10,600 | 約 3,070 | 約 3,470 | 約 2,850 |
|        | 早期避難率低          | 死者数  | 約 1,650  | 約 910    | 約 1,650  | 約 430   | 約 1,320 | 約 380   |
|        |                 | 重傷者  | 約 4,630  | 約 7,370  | 約 5,130  | 約 1,310 | 約 2,100 | 約 1,320 |
|        |                 | 軽傷者  | 約 11,500 | 約 11,800 | 約 10,600 | 約 3,070 | 約 3,470 | 約 2,850 |

(3) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波による人的被害の想定結果【対象/浜松市域】

≪地震動：基本ケース、津波ケース①≫

(単位：人)

| 項目     |                 | 被害区分 | 予知なし     |          |          | 予知あり※   |         |         |
|--------|-----------------|------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
|        |                 |      | 冬・深夜     | 夏・昼      | 冬・夕      | 冬・深夜    | 夏・昼     | 冬・夕     |
| 死傷者数合計 | 早期避難率高<br>+呼びかけ | 死者数  | 約 10,750 | 約 3,820  | 約 5,150  | 約 2,270 | 約 1,320 | 約 1,650 |
|        |                 | 重傷者  | 約 4,930  | 約 7,470  | 約 5,130  | 約 1,310 | 約 2,100 | 約 1,320 |
|        |                 | 軽傷者  | 約 11,900 | 約 11,900 | 約 10,700 | 約 3,270 | 約 3,470 | 約 2,950 |
|        | 早期避難率低          | 死者数  | 約 17,750 | 約 10,320 | 約 12,550 | 約 2,270 | 約 1,320 | 約 1,650 |
|        |                 | 重傷者  | 約 5,330  | 約 7,670  | 約 5,530  | 約 1,310 | 約 2,100 | 約 1,320 |
|        |                 | 軽傷者  | 約 12,500 | 約 12,400 | 約 11,400 | 約 3,270 | 約 3,470 | 約 2,950 |

≪地震動：陸側ケース、津波ケース①≫

(単位：人)

| 項目     |                 | 被害区分 | 予知なし     |          |          | 予知あり※   |         |         |
|--------|-----------------|------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
|        |                 |      | 冬・深夜     | 夏・昼      | 冬・夕      | 冬・深夜    | 夏・昼     | 冬・夕     |
| 死傷者数合計 | 早期避難率高<br>+呼びかけ | 死者数  | 約 16,380 | 約 7,040  | 約 11,170 | 約 3,620 | 約 2,060 | 約 2,610 |
|        |                 | 重傷者  | 約 11,700 | 約 19,000 | 約 12,500 | 約 3,390 | 約 5,600 | 約 3,590 |
|        |                 | 軽傷者  | 約 19,300 | 約 25,400 | 約 19,500 | 約 6,900 | 約 7,500 | 約 5,400 |
|        | 早期避難率低          | 死者数  | 約 23,180 | 約 13,440 | 約 18,500 | 約 3,620 | 約 2,060 | 約 2,610 |
|        |                 | 重傷者  | 約 12,000 | 約 19,200 | 約 12,800 | 約 3,390 | 約 5,600 | 約 3,590 |
|        |                 | 軽傷者  | 約 20,000 | 約 26,000 | 約 20,100 | 約 6,900 | 約 7,500 | 約 5,400 |

(4) 想定される浜松市域の被害

| 区分       | 内容        | レベル1  | レベル2  |
|----------|-----------|---|---|
| 避難者数     | 最大避難者数    | 1週間後の約30万人                                    | 1ヶ月後の約50万人                                    |
|          | 最大避難所避難者数 | 1週間後の約15万人                                    | 1日後の約28万人                                     |
| 物資不足     | 給水(1~3日目) | 約900トン  | 約1,700トン                                      |
|          | 食料(1~3日目) | 108万食   | 262万食   |
| 医療対応力不足数 | 入院対応      | 約7,160  | 約20,700                                       |
|          | 外来対応      | 約6,400  | 約21,000                                       |
| 応急仮設住宅   | 需要        | 約3万世帯   | 約6万世帯   |
| 仮設トイレ    | 不足数       | 1千基   | 約3千基  |
| 上水道      | 断水率       | 直後：99%<br>1日後：98%<br>7日後：66%<br>95%復旧：4週間程度   | 直後：99%<br>1日後：99%<br>7日後：73%<br>95%復旧：6週間程度   |
| 下水道      | 機能支障率     | 直後：8%<br>1日後：63%<br>7日後：5%<br>95%復旧：1週間程度     | 直後：75%<br>1日後：77%<br>7日後：66%<br>95%復旧：5週間程度   |
| 電力       | 停電率       | 直後：89%<br>1日後：80%<br>4日後：6%<br>7日後：4%         | 直後：89%<br>1日後：81%<br>4日後：15%<br>7日後：12%       |
| 通信(固定電話) | 不通回線率     | 直後：90%<br>1日後：83%<br>7日後：7%                   | 直後：91%<br>1日後：85%<br>7日後：23%                  |
| 通信(携帯電話) | 停波基地局率    | 直後：7%<br>1日後：81%<br>4日後：11%<br>7日後：7%         | 直後：11%<br>1日後：82%<br>4日後：16%<br>7日後：12%       |
| ガス       | 復旧対象戸数率   | 直後：100%<br>1日後：100%<br>7日後：85%<br>95%復旧：4週間程度 | 直後：100%<br>1日後：100%<br>7日後：89%<br>95%復旧：6週間程度 |

# 第3章 発災直後～超急性期～急性期

市は、災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、市内の医療救護活動を統括・調整する。

## 1 保健医療調整本部の設置

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、第1次本部配備職員は、直ちに口腔保健医療センター講座室に参集し、市保健医療調整本部を設置する。

必要に応じて、市災害医療コーディネーター、市災害歯科コーディネーター、県災害薬事コーディネーターの参集要請を行う。

### (1) 組織体制

- ア 第1次本部配備職員（市職員：不足する場合は、第2次本部配備職員が参集）
- イ 市災害医療コーディネーター（参集できない場合、浜松市災害医療ネットワークで連携を図る）
- ウ 市災害歯科コーディネーター、県災害薬事コーディネーター

### (2) 通信手段等の確認

- ア 本部運営スタッフ（ロジスティック担当）は、電気、通信機器（電話、FAX、防災行政無線、衛星携帯電話）等の使用の可否を確認する。
- イ 本部運営スタッフ（情報伝達担当）は、各情報システムにログインし、情報発信・情報収集を開始する。
  - ・浜松市災害医療ネットワーク（LINEWORKS、安否確認システム）
  - ・広域災害救急医療情報システム（EMIS）
  - ・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）
  - ・浜松市防災情報システム

## 2 情報伝達等

### (1) 保健医療調整本部における情報伝達等

ア 情報伝達内容

| フェーズ | 伝達内容                         | 伝達先                 |
|------|------------------------------|---------------------|
| 0    | 保健医療調整本部の設置                  | 医療関係団体、西部方面本部、救護病院等 |
|      | 医療救護施設の被災状況、傷病者の受入可否の報告依頼    | 救護病院                |
|      | 救護病院周辺の道路状況報告依頼              | タクシー協会              |
|      | 救護病院等のライフラインの復旧要請            | 災害対策本部              |
|      | 医療救護活動方針（随時）                 | 医療関係団体、救護病院等        |
|      | 災害医療コーディネーター等の保健医療調整本部への参集要請 | 医療関係団体              |
|      | 救護所（周辺、建物、傷病者）情報の収集依頼        | 地区防災班員              |
|      | 傷病者受入可能医療救護施設情報              | 区医療救護班              |

|   |                             |                          |
|---|-----------------------------|--------------------------|
| 1 | 医療班、歯科医師班、薬剤師班の救護所等への参集要請   | 医療班員等                    |
|   | 保健医療活動拠点の設置要請               | 区医療救護班                   |
|   | 救護所開設状況等の報告依頼（防災情報システムへの入力） | 区医療救護班                   |
|   | 災害医療コーディネーター等の区医療救護班への参集要請  | 医療関係団体                   |
|   | 救護所の開設状況                    | 市災害対策本部、報道機関、ラジオ、ホームページ等 |
|   | 避難所避難者の情報提供依頼               | 区医療救護班                   |
| 2 | 医療機関等診療状況調査                 | 医療機関                     |
|   | 保健医療活動拠点の設置                 | 医療関係団体                   |
|   | 診療可能な医療機関情報                 | 市災害対策本部、避難所、ホームページ等      |
|   | 救護所の閉鎖状況                    | 市災害対策本部、マスコミ、ラジオ         |
|   | 保健医療チームの活動報告                | 西部方面本部                   |
|   | 巡回診療計画                      | 市災害対策本部、避難所、ホームページ等      |

#### イ 情報収集内容

| フェーズ | 収集内容                       | 収集先                 |
|------|----------------------------|---------------------|
| 0    | 市内の被害状況                    | 防災情報システム、災害対策本部派遣職員 |
|      | 医療救護施設の被災状況、傷病者の受入可否       | EMIS、FUJISAN、医療救護施設 |
|      | 救護病院周辺の道路状況                | タクシー協会              |
|      | 救護所情報（周辺・建物・傷病者）           | 安否確認システム            |
|      | 救護所開設状況                    | 安否確認システム            |
|      | 避難所避難者の保健医療ニーズ情報           | 安否確認システム            |
| 1    | 災害医療コーディネーター等の区医療救護班への参集状況 | 区医療救護班              |
| 2    | 診療可能な医療機関                  | 医療機関（安否確認システム）      |
|      | 保健医療活動拠点の設置                | 区医療救護班              |
|      | 災害医療コーディネーター等の活動拠点等への参集状況  | 区医療救護班              |
|      | 救護所の閉鎖状況                   | 区医療救護班、防災情報システム     |
|      | 保健医療チームの活動報告               | 区医療救護班              |
|      | 巡回診療計画                     | 区医療救護班              |

## (2) 区医療救護班における情報伝達等

#### ア 情報伝達内容

| フェーズ | 伝達内容                  | 伝達先              |
|------|-----------------------|------------------|
| 0    | 区医療救護班の設置             | 市保健医療調整本部、医療関係団体 |
|      | 救護所（周辺、建物、傷病者）情報の収集依頼 | 地区防災班員           |
|      | 救護所の応急危険度判定要請         | 市保健医療調整本部        |
|      | 傷病者受入可能医療救護施設情報       | 区本部、地区防災班員       |

|   |                                   |            |
|---|-----------------------------------|------------|
| 1 | 救護所の開設及び医療班、歯科医師班、薬剤師班の救護所等への参集要請 | 市保健医療調整本部  |
|   | 救護所（傷病者、医療班等参集状況等）情報の定期報告依頼       | 地区防災班員     |
|   | 避難所（避難状況、要支援者の有無）情報の定期報告依頼        | 区本部、地区防災班員 |
|   | 区医療救護班及び救護所・避難所状況報告               | 市保健医療調整本部  |
|   | 保健医療活動拠点の運営準備指示                   | 活動拠点職員     |
| 2 | 診療可能な医療機関情報                       | 区本部、地区防災班員 |
|   | 救護所の閉鎖指示                          | 地区防災班員     |

#### イ 情報収集内容

| フェーズ | 収集内容                 | 収集先                     |
|------|----------------------|-------------------------|
| 0    | 区内の被害状況              | 防災情報システム、区本部            |
|      | 医療救護施設の被災状況、傷病者の受入可否 | EMIS、FUJISAN、市保健医療調整本部  |
|      | 救護所情報（周辺・建物・傷病者）     | 安否確認システム                |
| 1    | 救護所開設状況              | 安否確認システム                |
|      | 避難所避難者の保健医療ニーズ情報     | 安否確認システム                |
| 2    | 診療可能な医療機関            | 市保健医療調整本部<br>(安否確認システム) |

### (3) 保健医療活動拠点における情報伝達等

#### ア 情報伝達内容

| フェーズ | 伝達内容  | 伝達先       |
|------|---|-----------|
| 2    | (保健医療調整本部→)<br>災害医療コーディネーター等の保健医療活動拠点への参集状況 | 市保健医療調整本部 |
|      | 災害医療コーディネーター等の保健医療活動拠点等への参集状況               | 市保健医療調整本部 |
|      | (保健医療調整本部→)<br>傷病者受入可能医療救護施設                | 地区防災班員    |
|      | 救護所開設・運営状況等                                 | 防災情報システム  |
|      | 救護所運営状況報告指示                                 | 地区防災班員    |
|      | 診療可能な医療機関情報                                 | 地区防災班員    |
|      | 救護所の閉鎖状況                                    | 防災情報システム  |
|      | 保健医療チームの活動報告                                | 市保健医療調整本部 |
|      | 巡回診療計画                                      | 市保健医療調整本部 |

#### イ 情報収集内容

| フェーズ | 収集内容             | 収集先     |
|------|------------------|---------|
| 2    | 救護所（周辺、建物、傷病者）情報 | 地区防災班員  |
|      | 救護所開設・運営状況等      | 地区防災班員  |
|      | 避難所避難者の保健医療ニーズ   | 地区防災班員  |
|      | 救護所の閉鎖状況         | 地区防災班員  |
|      | 保健医療チームの活動報告     | 保健医療チーム |



#### (4) 医師会、歯科医師会、薬剤師会における情報伝達等

##### ア 情報伝達内容

| フェーズ | 伝達内容  | 伝達先                        |
|------|---|----------------------------|
| 0    | (市保健医療調整本部→)<br>医師会等災害対策本部の設置                     | 市保健医療調整本部<br>(LINEWORKS 等) |
|      | (市保健医療調整本部→)<br>災害医療コーディネーター等の保健医療調整本部等<br>への参集可否 | 市保健医療調整本部<br>(安否確認システム)    |
| 2    | 診療可能な医療機関情報                                       | 市保健医療調整本部<br>(安否確認システム)    |

#### (5) 救護病院における情報伝達等

##### ア 情報伝達内容

| フェーズ | 伝達内容           | 伝達先               |
|------|----------------|-------------------|
| 0    | 被災状況           | EMIS (緊急時入力、詳細入力) |
|      | 医療班等の支援要請 (随時) | FUJISAN           |

#### (6) その他医療救護施設における情報伝達等

##### ア 情報伝達内容

| フェーズ | 伝達内容   | 伝達先  |
|------|--------|--|
| 0    | 被災状況   | EMIS (緊急時入力、詳細入力)<br>市保健医療調整本部 (LINEWORKS 等) |
|      | 診療可否情報 | 市保健医療調整本部 (安否確認システム)                         |

### 3 医療救護活動の統括・調整

#### (1) 医療救護活動の統括・調整

市保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターの医学的見地のもと、市内全域の医療救護活動にかかる統括・調整を行う。

#### (2) 医療救護活動に必要な情報収集

市保健医療調整本部は、市内全域の人的・物的被害、病院被害、救護所の設置状況、医療機関の診療状況、医療チームの活動状況、その他医療救護活動の統括・調整に必要な情報を収集する。

#### (3) 医療ニーズの把握

市保健医療調整本部は、市内全域の医療救護活動に必要な情報を収集し、医療ニーズを取りまとめる。

#### (4) 医療救護活動方針の策定

市保健医療調整本部は、収集した情報を踏まえて、災害医療コーディネーター等の医学的見地のもと、市内の医療救護活動方針として、医療ニーズに対する活動方針を定める。

医療救護活動方針は、フェーズや被害状況に応じて、適宜修正する。



| フェーズ |      | 想定期間           | 想定される活動方針  |
|------|------|----------------|--|
| 0    | 発災直後 | 発災～6時間         | ①医療救護活動を統括するための本部組織の設置<br>②市内の人的・物的被害や病院状況等の情報収集・共有<br>③重点的に医療救護活動を行うべき地域の選定   |
| 1    | 超急性期 | 6時間<br>～48時間   | ①医療班等の編成・派遣の要請<br>②救護所の設置場所の選定・設置<br>③保健医療チームの受入体制の確立<br>④保健医療チームの配分調整<br>⑤病院収容力の臨時拡大の要請<br>⑥その他、フェーズ0の活動方針の継続・修正                |
| 2    | 急性期  | 48時間<br>～1週間程度 | ①避難所等の医療ニーズの把握<br>②保健医療活動拠点の設置<br>③救護所の継続、閉鎖、設置<br>④保健医療チームの計画的な配分調整<br>⑤支援物資の活用<br>⑥亜急性期以降の医療救護活動の検討<br>⑦その他、フェーズ1までの活動方針の継続・修正 |

#### (5) 傷病者を受け入れる病院の確保

市保健医療調整本部は、傷病者の状況を踏まえ、病院収容力の臨時拡大の要請や、救護病院への後方支援体制調整等を行い、傷病者を受入れる病院を確保する。

#### (6) 広域医療搬送に関する調整

市保健医療調整本部は、救護病院等では対応できない（キャパシティオーバーを含む。）重症者等の広域医療搬送について、県西部方面本部と調整する。

#### (7) 医薬品・医療資器材の確保

市保健医療調整本部は、県災害薬事コーディネーターと連携し、備蓄医薬品の活用や卸売販売業者から医薬品等の調達を行う。

保健医療活動拠点は、県災害薬事コーディネーターと連携し、保健医療活動拠点における医薬品・医療資器材等の管理、救護所で不足する医薬品・医療資器材の調達を行う。

#### (8) 救護所の設置調整

市保健医療調整本部は、市内全域の被害状況、医療救護施設の被災状況、傷病者の受入状況、医療班等の活動可能数等を踏まえ、救護所の設置場所の選定・開設調整を行うとともに、医療関係団体へ医療班等の派遣を要請する。

#### (9) 医療チームの派遣要請

市保健医療調整本部は、病院（災害拠点病院を除く）や救護所等で活動する医療班等が不足している（又は不足が見込まれる）とき、医療関係団体又は県西部方面本部に対して医療チームの派遣を要請する。

#### (10) 保健医療活動拠点の設置

市保健医療調整本部は、必要に応じて区医療救護班に保健医療活動拠点の設置を要請する。

保健医療活動拠点では、医療チームと情報交換を行い、避難所等で行われる保健医療活動に不均衡が生じないように保健医療ニーズや活動方針を確認する。

#### (11) 医療チームの配分調整等

市保健医療調整本部は、避難所等における保健医療ニーズを踏まえて、各保健医療活動拠点等で活動する医療チームの配分調整を行う。

保健医療活動拠点は、担当エリア内における医療チームの配分調整（担当決め）を行う。

## (12) 透析医療に関すること

市保健医療調整本部は、透析医療機関の被災状況等の情報収集・提供を行うとともに、県・市災害医療コーディネーター及び浜松地区災害時透析協議会と連携し、患者搬送、受入調整、ライフラインの早期復旧等行う。

なお、具体的な対応については、浜松市災害時透析マニュアルに基づき実施する。

## (13) 周産期医療に関すること

市保健医療調整本部は、周産期医療機関の被災状況等の情報収集・提供を行うとともに、県・市災害医療コーディネーター（静岡県災害時小児周産期リエゾン）と連携し、患者搬送、受入調整、ライフラインの早期復旧等行う。

## (14) 在宅人工呼吸器使用者等支援に関すること

在宅人工呼吸器使用者等の安否状況やライフラインの状況を確認するとともに、必要な支援を行う。

## (15) その他医療救護に関すること

その他医療救護に関して必要なことを行う。

# 4 保健医療活動拠点の設置

区医療救護班は、市保健医療調整本部から設置要請があった場合、保健医療活動拠点の設置を行う。

## (1) 組織体制

- ア 活動拠点配備職員（市職員）
- イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会

## (2) 通信手段等の確認

- ア 運営スタッフ（ロジスティック担当）は、電気、通信機器（電話、FAX、防災行政無線）等の使用の可否を確認する。
- イ 運営スタッフ（情報伝達担当）は、各情報システムにログインし、情報発信・情報収集を開始する。
  - ・浜松市災害医療ネットワーク（LINEWORKS、安否確認システム）
  - ・広域災害救急医療情報システム（EMIS）
  - ・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）
  - ・浜松市防災情報システム

# 第4章 亜急性期～中長期

市は、保健医療活動拠点を中心に、避難所や在宅療養者の医療支援に関する調整等を行う。

## 1 医療救護活動の統括調整

### (1) 医療救護活動方針の策定

市保健医療調整本部は、避難所や在宅療養者等の医療ニーズに関する情報を踏まえ、救護所や巡回診療により医療提供を行うとともに、通常地域医療体制へ段階的に移行する。医療救護活動方針は、フェーズや被害状況に応じて、適宜修正する。

| フェーズ |          | 想定期間    | 想定される活動方針   |
|------|----------|---------|---|
| 3    | 亜急性期～中長期 | 1週間～1か月 | ①避難所、在宅療養者等の医療ニーズの把握<br>②避難所併設救護所の設置、継続、集約、閉鎖<br>③保健医療チームの計画的な配分調整、巡回診療計画<br>④支援物資の活用<br>⑤感染症等公衆衛生対策<br>⑥活動終了時期の検討（地域医療体制への完全移行）<br>⑦その他、フェーズ2までの活動方針の継続・修正 |

### (2) 保健医療活動拠点

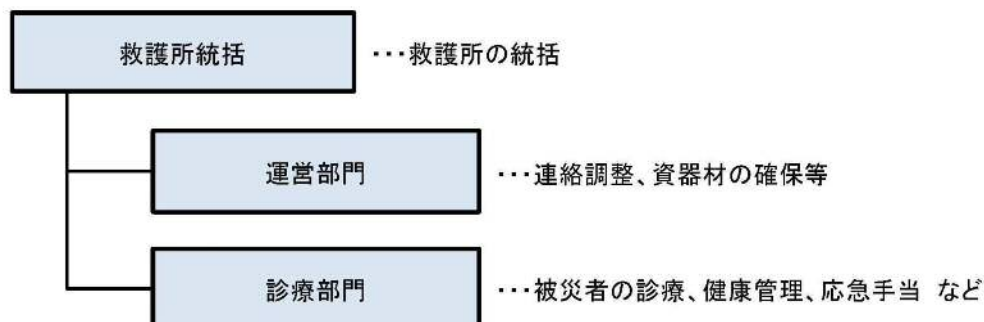
- ア 区医療救護班との連絡調整
- イ 保健医療チームの避難所・救護所への活動調整、巡回診療計画
- ウ 毎朝・毎夕に定期的なミーティングの開催・情報交換
- エ 避難所情報、保健医療ニーズの把握
- オ 医療資器材等の保管管理
- カ 地域医療体制への移行調整

## 2 救護所

亜急性期以降は、状況に応じて、500人以上避難者がいる避難所等に救護所を設置し、被災者の健康管理等を行う。

### (1) 標準的な体制

救護所の統括、運営部門及び診療部門については、原則として応援医療チームが中心となり、各種保健医療チームと連携しながら対応するものとする。



### (2) 活動調整等

救護所の運営部門担当者等は、保健医療活動拠点での毎朝・毎夕のミーティングに参加し、活動調整・情報交換を行うものとする。

## 救護病院一覧

| No. | 病 院 名          | 住 所            | 電話番号     | 備 考  |
|-----|----------------|----------------|----------|------|
| 1   | 浜松医科大学医学部附属病院  | 東区半田山一丁目 20-1  | 435-2111 | 拠点   |
| 2   | 浜松医療センター       | 中区富塚町 328      | 453-7111 | 拠点   |
| 3   | 聖隷浜松病院         | 中区住吉二丁目 12-12  | 474-2222 | 拠点   |
| 4   | 聖隷三方原病院<br>※   | 北区三方原町 3453    | 436-1251 | 拠点   |
| 5   | 浜松赤十字病院<br>※   | 浜北区小林 1088-1   | 401-1111 | 拠点   |
| 6   | 遠州病院           | 中区中央一丁目 1-1    | 453-1111 | 二次救急 |
| 7   | 浜松労災病院         | 東区将監町 25       | 462-1211 | 二次救急 |
| 8   | 浜松市リハビリテーション病院 | 中区和合北一丁目 6-1   | 471-8331 |      |
| 9   | 浜松北病院          | 東区大瀬町 1568     | 435-1111 |      |
| 10  | 松田病院           | 西区入野町 753      | 448-5121 |      |
| 11  | 浜松南病院          | 南区白羽町 26       | 443-2111 |      |
| 12  | すずかけセントラル病院    | 南区田尻町 120-1    | 443-0111 |      |
| 13  | 十全記念病院         | 浜北区小松 1700     | 586-1115 |      |
| 14  | 天竜病院           | 浜北区於呂 4201-2   | 583-3111 |      |
| 15  | 佐久間病院          | 天竜区佐久間町中部 18-5 | 965-0054 |      |

(注) 拠点…県医療救護計画における災害拠点病院

二次救急…二次救急輪番病院

※ 被災状況に応じて病院前救護所を設置する

## 救護病院最寄りの防災ヘリポート一覧

| No. | 救護病院           | 最寄りのヘリポート       |                 |          |          |        |             |
|-----|----------------|-----------------|-----------------|----------|----------|--------|-------------|
|     |                | 名称              | 所在地             | 管理者      | 連絡先      | 常設臨時区分 | 施設との距離(km)※ |
| 1   | 浜松医科大学医学部附属病院  | 浜松医科大学グラウンド     | 東区半田山一丁目 20-1   | 学長       | 435-2113 | 臨時     | 0.1         |
| 2   | 浜松医療センター       | 浜松医療センター屋上ヘリポート | 中区富塚町 328       | 浜松医療センター | 451-2702 | 常時     | 0.0         |
| 3   | 聖隷浜松病院         | 聖隷浜松病院屋上ヘリポート   | 中区住吉二丁目 12-12   | 聖隷浜松病院   | 474-2222 | 常時     | 0.0         |
| 4   | 聖隷三方原病院        | 聖隷三方原病院屋上ヘリポート  | 北区三方原町 3453     | 聖隷三方原病院  | 436-1251 | 常時     | 0.0         |
| 5   | 浜松赤十字病院        | 浜松赤十字病院ヘリポート    | 浜北区小林 1088-1    | 浜松赤十字病院  | 401-1111 | 常時     | 0.0         |
| 6   | 遠州病院           | 和地山公園グラウンド      | 中区和地山三丁目 10     | 市長       | 473-1829 | 臨時     | 2.5         |
| 7   | 浜松労災病院         | 天竜川緑地(南)        | 東区鶴見町(河川敷)      | 市長       | 473-1829 | 臨時     | 3.5         |
| 8   | 浜松市リハビリテーション病院 | 和地山公園グラウンド      | 中区和地山三丁目 10     | 市長       | 473-1829 | 臨時     | 1.0         |
| 9   | 浜松北病院          | 浜松医科大学グラウンド     | 中区半田山一丁目 20-1   | 学長       | 435-2113 | 臨時     | 3.0         |
| 10  | 松田病院           | 浜松医療センター屋上ヘリポート | 中区富塚町 328       | 浜松医療センター | 451-2701 | 常時     | 2.0         |
| 11  | 浜松南病院          | 県営遠州灘海浜公園多目的広場  | 南区江之島町 1706     | 県総合管理公社  | 442-6775 | 臨時     | 2.2         |
| 12  | すずかけセントラル病院    | 県営遠州灘海浜公園多目的広場  | 南区江之島町 1706     | 県総合管理公社  | 442-6775 | 臨時     | 2.3         |
| 13  | 十全記念病院         | 浜北西高等学校運動場      | 浜北区新原 4175-1    | 校長       | 587-1135 | 臨時     | 1.5         |
| 14  | 天竜病院           | 清竜中学校グラウンド      | 天竜区二俣町鹿島 525    | 校長       | 926-3741 | 臨時     | 1.0         |
| 15  | 佐久間病院          | 佐久間救急ヘリポート      | 天竜区佐久間町中部 12-11 | 市長       | 965-0119 | 常設     | 0.5         |

※ 直線距離による。

## 透析医療機関一覧

| 種別  | No. | 医療機関名           | 住所                | 電話       |
|-----|-----|-----------------|-------------------|----------|
| 第1種 | 1   | 浜松医療センター        | 中区富塚町 328         | 453-7111 |
|     | 2   | 聖隷浜松病院          | 中区住吉二丁目 12-12     | 474-2222 |
|     | 3   | 浜松医科大学医学部附属病院   | 東区半田山一丁目 20-1     | 435-2113 |
|     | 4   | 聖隷三方原病院         | 北区三方原町 3453       | 436-1251 |
|     | 5   | 浜松赤十字病院         | 浜北区小林 1088-1      | 401-1111 |
| 第2種 | 6   | 丸山病院            | 中区助信町 39-10       | 473-6721 |
|     | 7   | 遠州病院            | 中区中央一丁目 1-1       | 453-1111 |
|     | 8   | 佐鳴台あさひクリニック     | 中区佐鳴台 5-20-10     | 415-3500 |
|     | 9   | さなるサンクリニック      | 中区東伊場二丁目 14-39    | 457-3221 |
|     | 10  | 浜松労災病院          | 東区将監町 25          | 462-1211 |
|     | 11  | 佐野内科クリニック       | 東区天王町 1818        | 422-7777 |
|     | 12  | 十全記念病院          | 浜北区小松 1700        | 586-1115 |
| その他 | 13  | 平安の森記念病院        | 中区八幡町 181         | 430-0918 |
|     | 14  | 高丘北あさひクリニック     | 中区高丘北二丁目 29-63    | 430-5353 |
|     | 15  | 泌尿器科・内科三樹医院     | 中区幸一丁目 2-27       | 473-1662 |
|     | 16  | そらまめ腎・泌尿器科クリニック | 中区葵東二丁目 15-16     | 420-2111 |
|     | 17  | 三澤クリニック         | 中区佐藤三丁目 3-16      | 545-5057 |
|     | 18  | 志都呂クリニック        | 西区西鴨江町 621        | 448-8188 |
|     | 19  | すずかけセントラル病院     | 南区田尻町 120-1       | 432-8054 |
|     | 20  | 丸山クリニック         | 南区法枝町 222-1       | 443-2266 |
|     | 21  | 浜松とよおか病院        | 北区豊岡町 110         | 433-8103 |
|     | 22  | 細江クリニック         | 北区細江町中川 7172-2418 | 527-2011 |
|     | 23  | 浜名クリニック         | 浜北区沼 235-1        | 586-0555 |
|     | 24  | 田所クリニック         | 浜北区内野 1239        | 584-3366 |
|     | 25  | さつきの森クリニック      | 浜北区中瀬 1665-2      | 580-0773 |
|     | 26  | ひりゅうクリニック       | 天竜区二俣町阿蔵 304-9    | 922-0366 |

### ※種別の説明

第1種：発災直後はクラッシュ症候群に対応し、発災後 48 時間以降は維持透析も対応する

第2種：発災翌日からの維持透析対応をする

周産期医療施設一覧（正常分娩を実施する医療機関）

| No. | 病 院 名          | 住 所            | 電話番号     |
|-----|----------------|----------------|----------|
| 1   | 浜松医療センター       | 中区富塚町 328      | 453-7111 |
| 2   | 遠州病院           | 中区中央一丁目 1-1    | 453-1111 |
| 3   | 聖隷浜松病院         | 中区住吉二丁目 12-12  | 474-2222 |
| 4   | 浜松医科大学医学部附属病院  | 東区半田山一丁目 20-1  | 435-2111 |
| 5   | かば記念病院         | 東区神立町 570      | 461-0612 |
| 6   | 聖隷三方原病院        | 北区三方原町 3453    | 436-1251 |
| 7   | 大脇産婦人科医院       | 中区曳馬三丁目 3-22   | 472-0103 |
| 8   | 南浅田小池産科婦人科     | 中区南浅田一丁目 19-23 | 442-4122 |
| 9   | ピュアレディース クリニック | 西区志都呂町 4992-1  | 440-4188 |
| 10  | 賛育産婦人科医院       | 北区初生町 777      | 438-3838 |
| 11  | 木村産科・婦人科       | 北区東三方町 94-3    | 439-1010 |
| 12  | ことみレディースクリニック  | 浜北区東美園 678     | 589-5000 |



## 精神病床を有する病院一覧

| No. | 病 院 名         | 住 所           | 電話番号     |
|-----|---------------|---------------|----------|
| 1   | 神経科浜松病院       | 中区広沢二丁目 56-2  | 454-5361 |
| 2   | 聖隷三方原病院       | 北区三方原町 3453   | 436-1251 |
| 3   | 浜松医科大学医学部附属病院 | 東区半田山一丁目 20-1 | 435-2111 |
| 4   | 天竜病院          | 浜北区於呂 4201-2  | 583-3111 |
| 5   | 佐鳴湖病院         | 中区佐鳴台六丁目 3-19 | 447-1831 |
| 6   | 天王病院          | 東区天王町 1926    | 421-5885 |
| 7   | 三方原病院         | 南区小沢渡町 2195-3 | 448-0622 |
| 8   | 朝山病院          | 北区東三方町 476-1  | 420-1830 |
| 9   | 精神科・神経科浜北病院   | 浜北区小松 3313    | 586-4558 |
| 10  | 遠江病院          | 浜北区中瀬 3832-2  | 588-1880 |
| 11  | 浜北さくら台病院      | 浜北区四大地 9-69   | 582-2311 |

## 療養病院一覧

| No. | 病 院 名         | 住 所              | 電話番号     |
|-----|---------------|------------------|----------|
| 1   | 丸山病院          | 中区助信町 39-11      | 473-6721 |
| 2   | 平安の森記念病院      | 中区八幡町 181        | 430-0918 |
| 3   | 西山病院          | 西区西山町 501        | 485-5558 |
| 4   | 常葉リハビリテーション病院 | 西区大山町 3806       | 436-1304 |
| 5   | 引佐赤十字病院       | 北区引佐町金指 1021     | 542-0115 |
| 6   | 浜松とよおか病院      | 北区豊岡町 111        | 439-0100 |
| 7   | 北斗わかば病院       | 浜北区於呂 3181-2     | 588-5000 |
| 8   | 浜北さくら台病院      | 浜北区四大地 9-69      | 582-2311 |
| 9   | 天竜すずかけ病院      | 天竜区二俣町二俣 2396-57 | 925-8111 |

## 救護所一覧

| No.         | 名称      | 所在地          | 管理者 | 電話       | 地域防災<br>無線 |
|-------------|---------|--------------|-----|----------|------------|
| <b>【中区】</b> |         |              |     |          |            |
| 1           | 佐藤小学校   | 佐藤二丁目 32-1   | 学校長 | 461-0379 | 170        |
| 2           | 相生小学校   | 向宿三丁目 8-1    | 〃   | 461-0830 | 169        |
| 3           | 追分小学校   | 布橋一丁目 9-1    | 〃   | 472-1281 | 159        |
| 4           | 広沢小学校   | 広沢二丁目 51-1   | 〃   | 454-8335 | 160        |
| 5           | 西小学校    | 鴨江町 70-1     | 〃   | 452-1171 | 155        |
| 6           | 県居小学校   | 東伊場二丁目 5-1   | 〃   | 452-7505 | 158        |
| 7           | 富塚小学校   | 富塚町 1803     | 〃   | 471-0203 | 183        |
| 8           | 花川小学校   | 花川町 781      | 〃   | 436-1401 | 186        |
| 9           | 竜禅寺小学校  | 竜禅寺町 844     | 〃   | 452-0683 | 164        |
| 10          | 浅間小学校   | 西浅田二丁目 12-1  | 〃   | 441-1706 | 166        |
| 11          | 浜松中部学園  | 松城町 108-1    | 〃   | 454-6406 | 150        |
| 12          | 東小学校    | 中央二丁目 2-1    | 〃   | 452-3137 | 152        |
| 13          | (旧)北小学校 | 山下町 192      | 〃   | 473-2144 | 168        |
| 14          | 曳馬中学校   | 曳馬四丁目 2-15   | 〃   | 461-9737 | 182        |
| 15          | 萩丘小学校   | 幸五丁目 12-1    | 〃   | 471-4246 | 175        |
| 16          | 佐鳴台小学校  | 佐鳴台三丁目 31-1  | 〃   | 448-6768 | 187        |
| 17          | 開成中学校   | 高丘北一丁目 15-20 | 〃   | 437-1421 | 178        |

|             |        |            |     |          |     |
|-------------|--------|------------|-----|----------|-----|
| <b>【東区】</b> |        |            |     |          |     |
| 18          | 蒲小学校   | 神立町 5      | 学校長 | 461-2644 | 205 |
| 19          | 和田小学校  | 薬師町 273-2  | 〃   | 421-0134 | 195 |
| 20          | 中ノ町小学校 | 中野町 427-1  | 〃   | 421-0059 | 198 |
| 21          | 与進小学校  | 天王町 1351   | 〃   | 421-1542 | 192 |
| 22          | 笠井中学校  | 笠井町 1055   | 〃   | 434-1079 | 191 |
| 23          | 積志小学校  | 積志町 1497-1 | 〃   | 434-0027 | 199 |
| 24          | 中郡中学校  | 中郡町 897    | 〃   | 433-2717 | 204 |

| No.         | 名称       | 所在地         | 管理者       | 電話       | 地域防災無線 |
|-------------|----------|-------------|-----------|----------|--------|
| <b>【西区】</b> |          |             |           |          |        |
| 25          | 神久呂小学校   | 神ヶ谷町 3490   | 学校長       | 485-8508 | 268    |
| 26          | 入野中学校    | 入野町 17059   | 〃         | 447-1104 | 278    |
| 27          | 湖東中学校    | 佐浜町 4540    | 〃         | 486-0054 | 279    |
| 28          | 和地小学校    | 湖東町 2005    | 〃         | 486-0107 | 271    |
| 29          | 篠原小学校    | 篠原町 10300   | 〃         | 447-2009 | 272    |
| 30          | 村櫛小学校    | 村櫛町 2551    | 〃         | 489-2824 | 275    |
| 31          | 庄内学園     | 庄内町 100     | 〃         | 487-0063 | 281    |
| 32          | 舞阪小学校    | 舞阪町舞阪 76    | 〃         | 592-0144 | 298    |
| 33          | 雄踏文化センター | 雄踏町宇布見 5427 | まちづくり推進課長 | 596-1100 | 303    |

|             |        |            |     |          |     |
|-------------|--------|------------|-----|----------|-----|
| <b>【南区】</b> |        |            |     |          |     |
| 34          | 飯田小学校  | 飯田町 978    | 学校長 | 461-3740 | 218 |
| 35          | 白脇小学校  | 寺脇町 431    | 〃   | 441-0693 | 207 |
| 36          | 河輪小学校  | 東町 333     | 〃   | 425-0036 | 213 |
| 37          | 新津小学校  | 新橋町 777    | 〃   | 447-0044 | 209 |
| 38          | 南陽中学校  | 芳川町 80     | 〃   | 461-2494 | 216 |
| 39          | 砂丘小学校  | 白羽町 2512   | 〃   | 441-3375 | 208 |
| 40          | 可美小学校  | 若林町 1748   | 〃   | 447-0043 | 220 |
| 41          | 南の星小学校 | 西島町 1148-1 | 〃   | 425-6900 | 211 |

|             |           |               |         |          |     |
|-------------|-----------|---------------|---------|----------|-----|
| <b>【北区】</b> |           |               |         |          |     |
| 42          | 三方原小学校    | 三方原町 682      | 学校長     | 436-6200 | 222 |
| 43          | 豊岡小学校     | 豊岡町 22        | 〃       | 436-1107 | 223 |
| 44          | 都田小学校     | 都田町 5609-2    | 〃       | 428-2004 | 227 |
| 45          | 気賀小学校     | 細江町気賀 11592-1 | 〃       | 523-0158 | 309 |
| 46          | 井伊谷小学校    | 引佐町井伊谷 680    | 〃       | 542-0063 | 317 |
| 47          | 奥山小学校     | 引佐町奥山 1101-1  | 〃       | 543-0310 | 319 |
| 48          | 鎮玉診療所     | 引佐町別所 219-5   | 柿澤弘康    | 528-5800 | —   |
| 49          | 三ヶ日西小学校   | 三ヶ日町三ヶ日 301-1 | 学校長     | 525-0047 | 329 |
| 50          | 三ヶ日東小学校   | 三ヶ日町都筑 2266-2 | 〃       | 526-7034 | 328 |
| 51          | 三ヶ日保健センター | 三ヶ日町三ヶ日 500-1 | 健康づくり課長 | 524-1111 | 326 |

| No.          | 名称      | 所在地       | 管理者 | 電話       | 地域防災無線 |
|--------------|---------|-----------|-----|----------|--------|
| <b>【浜北区】</b> |         |           |     |          |        |
| 52           | 浜名小学校   | 小松 1450   | 学校長 | 586-2321 | 231    |
| 53           | 内野小学校   | 内野 1702   | 〃   | 586-3066 | 233    |
| 54           | 北浜中学校   | 西美菌 279-2 | 〃   | 586-3101 | 234    |
| 55           | 北浜東部中学校 | 上善地 317   | 〃   | 586-3177 | 235    |
| 56           | 北浜南小学校  | 寺島 3010   | 〃   | 586-1585 | 238    |
| 57           | 浜北北部中学校 | 於呂 2961   | 〃   | 588-7241 | 241    |
| 58           | 亀玉中学校   | 宮口 4847   | 〃   | 589-8328 | 244    |

|              |              |               |                 |          |     |
|--------------|--------------|---------------|-----------------|----------|-----|
| <b>【天竜区】</b> |              |               |                 |          |     |
| 59           | 熊小学校         | 熊 2153        | 学校長             | 929-0151 | 336 |
| 60           | 上阿多古小学校      | 西藤平 1318      | 〃               | 928-0004 | 337 |
| 61           | 二俣小学校        | 二俣町二俣 867-1   | 〃               | 925-4178 | 342 |
| 62           | 清滝中学校        | 二俣町鹿島 525     | 〃               | 926-3741 | 343 |
| 63           | 光明小学校        | 三東 2550       | 〃               | 925-3032 | 345 |
| 64           | 横山小学校        | 横山町 547       | 〃               | 923-0073 | 346 |
| 65           | 犬居小学校        | 春野町堀之内 993-1  | 〃               | 985-0017 | —   |
| 66           | 熊切自治会館       | 春野町石打松下 196-2 | 自治会長            | —        | —   |
| 67           | (旧)春野北小学校    | 春野町杉 242-2    | 〃               | —        | —   |
| 68           | 春野中学校        | 春野町気田 380-2   | 学校長             | 989-0023 | —   |
| 69           | 佐久間病院附属浦川診療所 | 佐久間町浦川 2915-1 | 伊藤和康            | 967-3320 | —   |
| 70           | 佐久間病院附属山香診療所 | 佐久間町大井 2421-2 | 伊藤和康            | 964-0100 | —   |
| 71           | 城西ふれあいセンター   | 佐久間奥領家 1528-4 | 佐久間協働センター<br>所長 | 987-0011 | —   |
| 72           | 水窪総合体育館      | 水窪町地頭方 241-3  | まちづくり<br>推進課長   | 982-0012 | —   |
| 73           | 龍山診療所        | 龍山町戸倉 711-2   | 若林宏和            | 969-0034 | —   |

### 病院前救護所

| No. | 病 院 名   | 住 所          | 電話番号     | 備 考   |
|-----|---------|--------------|----------|-------|
| 1   | 浜松赤十字病院 | 浜北区小林 1088-1 | 401-1111 | 循環備蓄※ |

※浜北区内救護所の医薬品及び医療資器材は病院の循環備蓄等で確保

# 医療資器材及び医薬品

| No. |            | 品名       | 仕様規格                                 | 単位     | 数量 | 滅菌 | 入替年 |   |
|-----|------------|----------|--------------------------------------|--------|----|----|-----|---|
| 1   | 診断用具       | 血圧計      | メーター式(ケース入)                          | 個      |    |    | 4   |   |
| 2   |            | 聴診器      | リットマン型(ケース入)                         | 個      |    |    | 4   |   |
| 3   |            | 体温計      | 平型・1分計(デジタル)                         | 個      | 2  | 1  |     |   |
| 4   |            | ペンライト    | 携帯用 単4 2本                            | 個      | 1  | 1  |     |   |
| 5   |            | 手動式蘇生器   | シリコン蘇生バック 成人マスク(1)リザーバー(1)手動式吸引器付(1) | 組      | 1  |    | 6   |   |
| 6   |            | 経鼻用エアウェイ | 6、7mm 各1                             | 個      | 2  | ◎  | 4   |   |
| 7   |            | 鼻鏡       | ハルトマン 中                              | 個      | 1  | ○  |     |   |
| 8   | 蘇生気管挿官用具   | 喉頭鏡セット   | マッキントッシュ(刃、大・中・小、柄付)、単2電池2本          | 組      | 1  |    | 電池4 |   |
| 9   |            | 気管内チューブ  | カフ付 7・8・9mm 各1                       | 本      | 3  | ◎  | 4   |   |
| 10  |            | スタイレット   | 中                                    | 本      | 1  | ○  |     |   |
| 11  |            | 開口器      | エスマル                                 | 個      | 1  | ○  |     |   |
| 12  |            | 舌圧子      | 木製 滅菌                                | 個      | 15 | ◎  | 2   |   |
| 13  |            | バイトブロック  | 大・小 各1                               | 個      | 2  | ○  | 6   |   |
| 14  |            | 吸引チューブ   | ネラトシ 3・4・5mm 各1                      | 本      | 3  | ○  | 2   |   |
| 15  |            | 気管切開チューブ | カフ付 6・7・8mm 各1                       | 本      | 3  | ◎  | 4   |   |
| 16  | 外科処置用具     | ピンセット    | 有鉤、無鉤 各1                             | 13cm   | 丁  | 2  | ○   |   |
| 17  |            | 止血鉗子     | コッヘル有直、ペアン無直 各2                      | 14.5cm | 丁  | 4  | ○   |   |
| 18  |            | 外科剪刀     | 両鈍反、片尖直 各1                           | 14cm   | 丁  | 2  | ○   |   |
| 19  |            | 持針器      | ベーガル 14cm 又はマチュウ 16cm                | 14cm   | 丁  | 1  | ○   |   |
| 20  |            | ドレープ     | 穴あき ディスポ 90cm×90cm                   |        | 枚  | 10 |     | 2 |
| 21  |            | ディスポ注射器  | 10mL 22G 付                           |        | 本  | 2  | ◎   | 4 |
| 22  |            | 針付縫合糸    | ナイロン 3-0、5-0 各1                      | 10入り   | 袋  | 2  | ○   | 2 |
| 23  |            | メス       | 尖刃 セーフティスカルペル No.11                  | 本      | 10 |    | 4   |   |
| 24  | 衛生材料用具     | 滅菌ガーゼ    | 尺角 5枚入                               | 袋      | 10 | ○  | 4   |   |
| 25  |            | カット綿     | 容器入                                  | 個      | 2  | ◎  | 4   |   |
| 26  |            | 綿球       | 容器入                                  | 個      | 2  | ◎  | 4   |   |
| 27  |            | 紙絆創膏     | 12個入                                 | 箱      | 1  |    | 2   |   |
| 28  |            | 布絆創膏     | 12個入                                 | 箱      | 1  |    | 2   |   |
| 29  | 創傷・熱傷・骨折用具 | 包帯       | 4・5・6 裂 反巻 各1                        | 本      | 3  |    | 6   |   |
| 30  |            | 伸縮包帯     | 4・5・6 裂 反巻 各1                        | 本      | 3  |    | 4   |   |
| 31  |            | 網包帯      | 手指・頭部用 各5                            | 個      | 10 |    | 4   |   |
| 32  |            | 伸縮絆創膏    | エラスチゴン 2インチ(6個入)                     | 箱      | 1  |    | 4   |   |
| 33  |            | 三角巾      | 105×105×150cm                        | 枚      | 5  | ○  | 6   |   |
| 34  |            | 止血帯      | エスマル(アメゴム)                           | 個      | 1  | ○  | 2   |   |
| 35  |            | アルフェンス   | 2号・10号(各1箱)                          | 箱      | 2  |    | 4   |   |
| 36  |            | 金切鋏      | アルフェンス切断用                            | 個      | 1  |    | 10  |   |
| 37  |            | 雑剪刀      | 24cm                                 | 丁      | 1  |    | 10  |   |
| 38  | 医療補助用具     | 水桶       | 折り畳み式                                | 個      | 1  |    | 10  |   |
| 39  |            | 石鹸       | 薬用石鹸                                 | 個      | 1  |    | 6   |   |
| 40  |            | 手洗ブラシ    | プラスチック製(ディスポ)                        | 個      | 10 |    | 10  |   |
| 41  |            | タオル      | 白(滅菌)                                | 枚      | 5  | ○  | 6   |   |
| 42  |            | 手術用手袋    | 滅菌 6・7・7.5・8 各5                      | 双      | 20 | ◎  | 4   |   |
| 43  |            | シャーレ     | ステンレス 9cm                            | 枚      | 1  |    |     |   |
| 44  |            | 膿盆       | ディスポ 208×128×120mm                   | 枚      | 10 |    | 10  |   |
| 45  |            | シート      | 滅菌シート 100×120cm                      | 枚      | 5  | ○  | 2   |   |
| 46  |            | 救急シート    | 保温用 メディテック MW1002                    | 枚      | 5  |    | 4   |   |
| 47  |            | サインペン    | 赤・黒(各1本)                             | 本      | 2  |    | 2   |   |
| 48  |            | 手術衣セット   | ディスポ(3組)                             | 組      | 5  | ○  | 6   |   |
| 49  | 注射輸液用具     | ディスポシリンジ | 2.5mL 22G 針付                         | 本      | 10 | ◎  | 4   |   |
| 50  |            | ディスポシリンジ | 5mL 22G 針付                           | 本      | 10 | ◎  | 4   |   |
| 51  |            | ディスポシリンジ | 10mL 22G 針付                          | 本      | 10 | ◎  | 4   |   |
| 52  |            | ディスポシリンジ | 20mL 針無                              | 本      | 10 | ◎  | 4   |   |
| 53  |            | ディスポ針    | 23G 10入                              | 袋      | 2  | ◎  | 4   |   |
| 54  |            | 翼付針      | 18G・21G・23G(各5本入)                    | 本      | 15 | ◎  | 2   |   |
| 55  |            | 留置針      | 18G・20G・22G(5本入) 各1                  | 袋      | 3  | ◎  | 2   |   |
| 56  |            | カテラン針    | 23G(5本入)                             | 袋      | 1  | ◎  | 2   |   |
| 57  |            | 輸液セット    | ディスポ(10本入)                           | 袋      | 1  | ◎  | 2   |   |
| 58  |            | 駆血帯      | アメゴム                                 | 本      | 3  |    | 2   |   |
| 59  |            |          | 資材収納箱                                | コンテナ   | 個  |    |     |   |

| No. | 区分 | 品名                                | 仕様規格       | 単位 | 数量 | 管理  | 入替年 |
|-----|----|-----------------------------------|------------|----|----|-----|-----|
| 60  | 注  | セルシン注射液 10mg                      | 2mL×10A    | 箱  | 1  | 向   | 2   |
| 61  | 内  | ロキソニン錠 60mg                       | PTP100T    | 箱  | 1  |     | 2   |
| 62  | 内  | カロナール錠 200mg                      | PTP100T    | 箱  | 1  |     | 2   |
| 63  | 外  | アンヒバ坐剤 100mg                      | 50 個/箱     | 箱  | 1  |     | 4   |
| 64  | 注  | キシロカイン注シリンジ 1% 10mL               | 10mL×10A   | 箱  | 1  | 劇   | 2   |
| 65  | 外  | キシロカインゼリー2% 30mL                  | 30mL×5 本   | 箱  | 1  |     | 2   |
| 66  | 外  | キシロカインポンプスプレー8% 80g               | 1 本        | 本  | 1  | 劇   | 2   |
| 67  | 注  | ブスコパン注 20mg                       | 1mL×10A    | 箱  | 1  | 劇   | 1   |
| 68  | 外  | クラビット点眼液 0.5%                     | 5mL×10A    | 箱  | 1  |     | 2   |
| 69  | 注  | アドレナリン注 0.1%シリンジ(追加)              | 1mL×10A    | 箱  | 1  | 劇   | 2   |
| 70  | 内  | アムロジン錠 5mg(OD)                    | PTP100T    | 箱  | 1  | 劇   | 2   |
| 71  | 内  | ノルバスク錠 5mg(OD)                    | PTP100T    | 箱  | 1  |     | 2   |
| 72  | 舌下 | ニトロペン舌下錠 0.3mg                    | PTP100T    | 箱  | 1  | 劇   | 2   |
| 73  | 注  | ラシックス注 20mg                       | 2mL×50A    | 箱  | 1  |     | 2   |
| 74  | 注  | ソル・コーテフ静注用 100mg                  | 5mL×5V     | 箱  | 2  |     | 2   |
| 75  | 注  | ヒューマリン R 注射液(100 単位/mL,10mL)      | 1V         | 箱  | 1  | 劇・冷 | 2   |
| 76  | 外  | ウエルパス手指消毒液 0.2%                   | 500mL      | 箱  | 1  |     | 2   |
| 77  | 外  | ミルトン(OTC)                         | 450mL      | 箱  | 1  |     | 2   |
| 78  | 外  | スワブスティックヘキシジン                     | 60 本/箱     | 箱  | 1  |     | 2   |
| 79  | 外  | アルコール綿(1包化)ワンショットプラス EL-II 60 枚/袋 | 60 枚       | 袋  | 1  |     | 1   |
| 80  | 外  | リンデロン-VG 軟膏 0.12% 5g              | 10 本/箱     | 箱  | 1  |     | 2   |
| 81  | 注  | 20%ブドウ糖液 20mL                     | 50 本/箱     | 箱  | 1  |     | 2   |
| 82  | 注  | ラクテック注 500mL                      | 20 本/箱     | 箱  | 1  |     | 2   |
| 83  | 注  | 生理食塩水 500mL                       | 20 本/箱     | 箱  | 1  |     | 2   |
| 84  | 注  | 生理食塩水 100mL                       | 10 本/箱     | 箱  | 1  |     | 2   |
| 85  | 注  | 生理食塩水 20mL                        | 50 本/箱     | 箱  | 1  |     | 2   |
| 86  | 注  | セファメジン α 注 1g×10V                 | 10V        | 箱  | 1  |     | 1   |
| 87  | 注  | メイロン静注 7%250mL                    | 10 本/箱     | 箱  | 1  |     | 1   |
| 88  | 注  | 沈降破傷風トキソイド 0.5mL                  | 1 本        | 箱  | 5  | 劇・冷 | 1   |
| 89  |    | 救急箱                               | 63×43×22cm | 個  |    |     |     |

※浜北区については、浜松赤十字病院による循環備蓄とし、資器材及び医薬品については別に定める。

## 薬局協力医薬品

| 薬効分類                  | 医薬品名               | 規格     |
|-----------------------|--------------------|--------|
| 催眠鎮静剤・抗不安剤            | セルシン錠              | 2mg    |
|                       | ホリゾン錠              | 2mg    |
|                       | レンドルミン D 錠         | 0.25mg |
| 精神神経用剤                | デパス錠               | 0.5mg  |
| 解熱鎮痛消炎剤               | ロキソニン錠             | 60mg   |
|                       | ボルタレン坐剤            | 50mg   |
|                       | カロナール錠             | 200mg  |
|                       | アンヒバ坐剤             | 100mg  |
| 鎮痙剤                   | ブスコパン錠             | 10mg   |
| 眼科用薬                  | クラビット点眼液 0.5%      |        |
| 狭心症治療剤                | ブランドルテープ           | 40mg   |
| 血管拡張剤・降圧剤             | アムロジン OD 錠         | 5mg    |
|                       | ノルバスク OD 錠         | 5mg    |
|                       | メインテート錠            | 2.5mg  |
|                       | ニトロペン舌下錠           | 0.3mg  |
|                       | プロプレス錠             | 8mg    |
| 利尿剤                   | ラシックス錠             | 20mg   |
| 副腎ホルモン剤               | プレドニゾロン錠           | 5mg    |
| その他のホルモン剤             | ノボラピッド             |        |
|                       | ヒューマログ             |        |
|                       | アピドラ               |        |
|                       | ランタス               |        |
|                       | トレシーバ              |        |
|                       | ペンニードル             | 32G    |
| 化膿性疾患用剤               | ゲンタシン軟膏 0.1%       |        |
| 鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤          | リンデロン-VG 軟膏 0.12%  | 5g     |
|                       | ロキソニンテープ           | 50mg   |
| グラム陽性・陰性菌に作用するもの      | フロモックス錠            | 100mg  |
|                       | フロモックス細粒           | 100mg  |
|                       | メイアクト MS 小児用細粒 10% |        |
|                       | メイアクト MS 錠         | 100mg  |
| グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの | クラリス 10%小児用 DS     |        |
|                       | クラリシッド 10%小児用 DS   |        |
|                       | クラリス錠              | 200mg  |
|                       | クラリシッド錠            | 200mg  |
| 合成抗菌剤                 | クラビット錠             | 500mg  |
| 下剤・浣腸剤                | プルゼニド錠             | 12mg   |
| 止しゃ剤・整腸剤              | ビオフェルミン錠           |        |
|                       | ビオフェルミン配合散         |        |
|                       | ビオフェルミン R 錠        |        |



|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 消化性潰瘍用剤     | ムコスタ錠 100mg | 100mg       |
|             | ガスターD 錠     | 10mg        |
| その他の消化器官用薬  | プリンペラン錠     | 5mg         |
|             | ナウゼリン坐剤     | 30mg        |
| 血液凝固阻止剤     | ワーファリン錠     | 1mg         |
| その他の血液・体液用薬 | バイアスピリン錠    | 100mh       |
| 気管支拡張剤      | サルタノールインヘラー | 100 $\mu$ g |
|             | メプチンエアー     | 10 $\mu$ g  |
|             | ホクナリンテープ    | 0.5mg       |
|             | ホクナリンテープ    | 2.0mg       |
| アレルギー用薬     | ポララミン錠      | 2mg         |
|             | アレグラ錠       | 60mg        |
|             | アレロック OD 錠  | 5mg         |
| 鎮咳剤         | メジコン錠       | 15mg        |
| 去痰剤         | ムコダイン       | 250mg       |
| 糖尿病用剤       | アマリール OD 錠  | 1mg         |
|             | メトホルミン錠     | 250mg       |
| 総合感冒剤       | PL 配合顆粒     | 1g          |

## 医薬品卸売販売業者

|   | 名称                             | 所在地                        | 電話       |
|---|--------------------------------|----------------------------|----------|
| 1 | 株式会社メディセオ浜松支店                  | 中区西浅田二丁目 10—30             | 442-8821 |
| 2 | アルフレッサ株式会社浜松西事業所               | 中区高林三丁目 7—34               | 471-4111 |
| 3 | アルフレッサ株式会社浜松東事業所               | 東区天王町 376                  | 421-5022 |
| 4 | 中北薬品株式会社浜松支店                   | 東区将監町 23—1                 | 463-1311 |
| 5 | 株式会社スズケン浜松支店                   | 東区西塚町 319—2                | 464-1151 |
| 6 | 東邦薬品株式会社浜松営業所                  | 東区丸塚町 136—1                | 469-0611 |
| 7 | 株式会社アスコ浜松営業所                   | 東区丸塚町 230                  | 464-0211 |
| 8 | ベルメディカルケア株式会社<br>メディカル事業部浜松営業所 | 東区半田山四丁目 29—38             | 434-5651 |
| 9 | ロジファクタリング株式会社浜松営業所             | 南区米津町 2658 センコー浜松 PD センター内 | 444-2411 |

## 医療資器材販売業者

|   | 名称             | 所在地        | 電話       |
|---|----------------|------------|----------|
| 1 | 協和医科器械株式会社浜松支店 | 東区篠ヶ瀬町 400 | 423-2110 |

## 医療用ガス販売業者

|   | 名称                 | 所在地         | 電話       |
|---|--------------------|-------------|----------|
| 1 | ガステックサービス株式会社浜松事業所 | 東区丸塚町 298—1 | 465-1551 |
| 2 | 株式会社丸協酸素商会         | 東区中田町 825   | 461-6136 |

## 血液センター

|   | 名称                | 所在地        | 電話       |
|---|-------------------|------------|----------|
| 1 | 静岡県赤十字血液センター浜松事業所 | 東区中里町 1013 | 421-3151 |



令和3年 4月 策 定

## 浜松市医療救護計画

発行 浜松市  
編集 浜松市 健康福祉部 健康医療課  
〒432-8550

浜松市中区鴨江二丁目11番2号

TEL 053-453-6178

FAX 053-459-3561

Eメール：[iryuu@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:iryuu@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

ホームページ：<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行日 令和3年 4月